

消費者法の現状を検証し将来の在り方を考える  
有識者懇談会

第 12 回 議事録

消費者庁消費者制度課

## 第12回 「消費者法の現状を検証し将来の在り方を考える有識者懇談会」

1. 日 時：令和5年3月22日（水）9:00～12:00

2. 場 所：中央合同庁舎第4号館12階共用1208特別会議室

### 3. 議 題

- ・これまでの議論の整理
- ・意見交換

### 4. 出席者

(構成員)

大屋雄裕構成員、沖野眞巳構成員（司会）、小塙莊一郎構成員

室岡健志構成員、山本龍彦構成員

(事務局)

植田審議官、黒木消費者制度課長、ほか

## ○事務局

それでは定刻になりましたので、第12回消費者法の現状を検証し将来の在り方を考える有識者懇談会を開催いたします。ご参加の先生方におかれましてはお忙しい中ありがとうございます。本日は沖野先生、小塚先生がご対面で大屋先生、室岡先生、山本先生がオンラインでのご参加となっております。

まず初めに資料の確認をさせていただきます。資料1は消費者法の現状を検証し将来の在り方を考える有識者懇談会これまでの議論の整理、それから資料2が同じく有識者懇談会における議論案ということでご用意をさせていただいております。

参考資料1は懇談会のテーマ、参考資料2はヒアリング一覧となっております。

それでは以降の進行は本日の司会をご担当いただきます、沖野先生にお願いをしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

## ○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。本日司会を務めさせていただきます沖野でございます。どうかよろしくお願ひいたします。それでは、まず初めに事務局から資料の説明をお願いいたします。

## ○事務局

まず資料1でございますけれども、これは前回第11回にご議論いただきましたご議論を踏まえて、前回の資料をバージョンアップしたものということで本有識者懇談会の議論の整理のためのインデックスにあたるものということでご用意しております。内容につきましては前回以降、先生方にもこのような修正の方向でということで、お諮りをしたものということでございます。

それから資料2というものがございます。これは資料1のインデックスに沿って本有識者懇談会で第1回から第10回にかけてヒアリングを踏まえながらご議論を重ねていただきましたその内容の中から、なるべく漏れがないようにということで様々なご意見を抽出しそれを多少要約させていただいて、それぞれのインデックスの項目のもとに短冊のような形で貼り付けていったものと、いうものになっております。重なってこの項目と別の項目にも関係すると思われるもので再掲という形になっているものもかなり多くございます。それから、整理の際になるべく、資料1で言いますと下の階層にある項目の元にその短冊を貼り付けるようにということで整理をしたつもりでございます。一番下の項目、いわゆるポツになっているところとか、あるいはポツがないところは丸数字の下に置くようにというふうにしておりますが、そこにはまりきらないものというのはその上の階層やさらに上の階層のもとに今時点では置かせていただいているというのもございます。その点も含めて整理上の注意点をご指摘していきますと、まず1ページ目のところでは、1の(1)の①の下に3つポツがございます。これら1つ目2つ目に関係するものがなかったということではなくて3つ合わせて同じような視点のものかなということで、この3つに関係するご意見なりご議論の状況をその下にまとめて貼り付けをさせていただいております。それからさっき申し上げましたそのポツの下に入らなかつたというのが3ページの1(1)②のすぐ下のところに出ているものがございます。同じく9ページの(2)の消費者法の役割の下に①②③のどこに置くかというのがなかなかわかりづらかったものを9ページの(2)のすぐ下に置いているというものが

ございます。それから 13 ページのところに（2）の②でございますけれども、その下のポツの下じゃなくて②のすぐ下に置いているものがあります。同じく 16 ページの③のすぐ下に置いているというものがございます。それから 28 ページになりますけれども、対価を支払う消費者に物やサービスを提供する消費者というテーマのもとに整理をさせていただくようなご議論というものが見た限り見当たらなかったのでここは今空欄というふうにさせていただいております。それから、29 ページの売り手Cを保護する必要性云々というものと売り手Cと取引する消費者云々というものについては、まとめてこの 2 つに関連するものをその下に貼り付けをさせていただいております。それから同じく 29 ページの 2 の（4）の①の下にもその①の下には 6 つほどポツがあるんですけれどもそのいずれにも入らないものというものを 29 ページの①の下に置いております。それから 53 ページ、3 の（2）の②の直下にも同じような形でその下のポツに入らないものを置いています。それから 68 ページの 3 の（3）の①の下にも同じように、いわゆる丸数字の下に置かせていただいているものがございます。それから 88 ページの 3 の（4）の①の 1 つ目と 2 つ目のポツは、これはまとめてその下にこの 2 つに関係するものという形で整理をさせていただいております。それから 90 ページの 4 （1）の着眼点のすぐ下に 3 つのポツのいずれにも該当しないけれども同じく着眼点というレベルのものかなと思ったものを置かせていただいております。具体的な内容は細部にわたりますのでそれぞれのご議論を思い出していただきながらご検討いただければというふうに思っております。私からは以上でございます。

## ○沖野眞巳構成員

ありがとうございました。前回これまでのヒアリングで出された様々な議論を一旦整理するためのインデックス作りというのをしていただきました。このインデックスのもとにこれまでの議論を整理していくという、そういうことを次にやるということでその作業が今回ということになります。そのもとで事務局の方でお作りいただいたのが資料 2 であり、それからインデックスの改訂バージョンが、この間、皆様にご議論をいただきましてメール等でやり取りをしていただきまして資料 1 ということになります。それで資料 2 がいわば報告書の原案になっていくものかと思いますけれども、そういう理解でよろしいですか。はい。それで資料 2 のあり方 자체もこれでいいのかという問題はあります。ちょうど今、黒木課長がご説明くださったように、インデックスでこれまでこういった問題がありましたねというのでご指摘をいただいた中に、これまでの議論を位置づけていくんですが、このインデックスに関わる事項を、短冊と言われたかと思ひますけれども、短冊を貼り付けていく。短冊というのは、これまでの第 10 回までの間のヒアリングで出されたご指摘や議論をある程度まとめた形でこういうことが言われているというのを貼り付けるというもので、それがまさに短冊がいくつも並んでいるという形です。この並べ方については前後させるとか、他のところに位置づけるとかそういうことがあります。それから黒木課長がご説明くださったインデックスとの位置づけで、いくつか注意点があるというのを今ご指摘いただいたわけなんですけれども、大もとでこの短冊方式でいいのかという問題があります。もう少しまとめていくとするとさらに整理の視点というのが必要になってくるわけですが、ただ、それ自体はかなり視点を入れなければいけないということになりますのでちょっとただちにできるかという問題もあるかと思います。ですので今後はこれをさらに踏まえて、まさ

に今後の将来のあり方を考えるわけですので将来に向けた次の整理というのは次の段階というふうに位置づけた上で今回は短冊形式で良いとするか、それとももう少しまとめられないか、あるいは中間的な形ですかねどのくらいどういうようなものがイメージできるかがなかなかイメージがわきにくいところがあるんですけども、最初にそれぞれの項目でどうですかということについてご意見いただく前に、こういういわば短冊方式でよろしいか、もう少し何か違うやり方があるのか、あるいは短冊方式であるにしてもこういうような整理の仕方というのがもう少し何かあるんじゃないかというようなアイディアも含めて、まず報告書案のあり方ということについてご意見をいただければと思います。このことは途中でもまた問題になってきてやっぱりこのやり方ではなかなか難しいのでせめてこういう形にできないかというようなご議論もありうると思いますので、最初にやって終わりというわけではなくて、また最後にもう一度、どうでしようねということを検討していただく機会がありますので、どこでご指摘いただきてもよろしいんですが、まずは入り口のところで、このやり方では全然駄目だねということになるとこの後違う話をせざるを得ないので、まずこれについてご意見をいただけますでしょうか。これもどなたからでも結構です。大屋先生お願ひします。

### ○大屋雄裕構成員

はい。うかつに喋りますけれどもやはりこれしかないんじゃないかっていうのはむしろ私の感触ではあって、この間いろんな方からお話を伺ったし我々も議論したわけですし、そこで一定の雰囲気というか方向性については共有されているかなという印象はあるものの、細かいところでいろんな議論を詰めきったわけでもないよねと。それは例えば両論ありましたみたいな形に整理できる水準でもまだないだろうということを考えると、むしろブレーンストーミング的にいろいろ話合ったのである意味ではこれが論点のリストになるから、今後いろんな機会で詰めていきましょうっていう形で提示する方が誠実じゃないかなという気がいたします。以上です。

### ○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。いかがでしょうか。小塚先生お願ひします。

### ○小塚莊一郎構成員

はい。私はちょっと違った印象といいますか、この資料を見たときに非常に違和感があって、ここに取り上げられたのは基本的にヒアリング対象者の発言、それからヒアリング対象者との関係で構成員が発言したこともありますが、ヒアリング対象者の考えは別に一定の方向を向いているわけではない、一致しているわけでもないので確かにブレーンストーミングと言われればそうなのですけれども、逆に言うといろいろな意見が、しかもかなり文脈を無視して切り取られているということで、これにどれだけ意味があるかなというふうに私は思うのですね。それは2つあって1つは今申し上げた文脈が切り取られてしまう、それだったらもう議事録を束ねて出した方がむしろ誠実なのではないかという感じがして、他方では有識者懇談会の構成員5名の意見というのはどうなっているのだろうとそこはやはり気になるのですね。なのでちょっとそこはやはり出た方がいいのではないかという気がします。具体的には、前回の第10回までの発言が多分切り取られているのですけれども、第11回のところで皆さん、少なくとも私自身はそうですがおそらく他の先生方もイン

デックスのことだけを議論していたわけではなくてかなりインデックスの中での方向感を議論していたと思うので、それをむしろいわば本文として、今貼られている短冊と言われているものは、その本文の注というか、コメントリーとしてフォントを1つ落とすような形で出していく、そういうことの方が何かやったという意味になるのではないかと思うのですね。さっき黒木課長が言われた今後という意味が、例えばこの研究会が年度を超えてまだ続いていくというのであればそこで構成員は議論するということで、とりあえず3月にこれを出しますというのは1つの方向だと思いますが、今後というのが別の懇談会だとすると、やはりこの懇談会は今回一体何のためにやったのかというのは入れた方がいいかなというのが私の意見です。

### ○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。この点は非常に重要ですしそこの骨格が固まらないと次の作業ができないので、やはりご意見をお伺いしたいと思います。大屋先生、小塚先生からそれぞれお考えを出していただきましたけれども、山本先生、室岡先生、いかがでしょうか。何かまとめ方、あるいは資料2の作り方についてご意見がございますでしょうか。今のところ特段はないということは、さしあたりこの資料の形でやってみてはどうかということでしょうか。

### ○山本龍彦構成員

すいません、非常に悩ましいところかなというふうに思っているというのが率直なところとして、おそらく理想的には小塚先生おっしゃるような形が理想的かなと思いつつ、他方でどこまで内容に関して構成員の一致があるかどうかというのは確かにまだわからないところもあるというのがおそらく現状かなと思います。ということなので、この後の議論によって沖野先生が最後にもう一度この点いろいろと議論をする機会があるかもしれないとおっしゃっていたので一旦内容についていろいろ議論をして一定程度まとまりができてきているのであれば、小塚先生方式というのもありうるんじゃないかなと。なかなか難しいよねっていうことであれば大屋方式なのかなというふうには思います。以上です。

### ○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。まさに難しい、それでできるかという問題があるということもあるのでそれとの関係も含めてということになると具体的にやってみないとあるいはわからぬかもしれない、あるいは方向づけみたいなものが出来るようだったらそこでまたまとめていくこともあるかとは思いますけれども。室岡先生からございますか。

### ○室岡健志構成員

私も非常に悩ましいところだと思うのですが、ただ今回約20人ほどヒアリングをしましたが、多分そのヒアリングの中で私は必ずしも賛同できないような意見もありましたし、それは皆様にもあると思います。あるいは別の意見があるというよりもこちらの方がいいんじゃないかなみたいな意見もあると思います。そのため、短冊方式でもし行くのであれば、ある程度文章を改訂した上で出していく方がいいのではないかと個人的には感じます。以上です。

## ○沖野眞已構成員

ありがとうございます。今、1つには、一種のブレーンストーミングとして様々な考え方がある。それは構成員間でもわかるでしょうしヒアリングに応じてくださった方々の間でも、必ずしも一致しないということを感じておるところです。それを何とか1つにまとめるとか、軽重をつけるとか、そういうことをするか、それともあるがままに出すけれども議事録よりは議事録を全部見なくともある程度の全体はわかると、こういう意見があったということはわかる。しかしその意見をどう評価するかは次の問題ですというふうにするのかが1つあるかと思います。もう1つは構成員の意見というものをどうするかで、いろいろ質問はさせていただいたしその場でむしろやり取りをさせていただいているところもある。それから方向についてもにじみ出ているものもあるわけなんですけれども、もう少しそれを正面から打ち出すかというのがあるんじやないかということです。ただこれは構成員の中でも意見がまとまらない可能性もありますのと、構成員の中でしっかり議論したわけではないことがある。ただそれは今日がその場かもしれませんので、この問題について、もしまとめを書くとしたらどんな感じでしょうという形でまとめていくということはあり得るかもしれません。この作業自体は今日だけで終わるというわけでは必ずしもないということからすると、必要ならもう少し続けていくことがあるのだろうと思います。これはこの取りまとめの作業についてです。もう1つは、要は短冊の切り取り方において、文脈を無視しているためにわかりにくいういか、あるいは誤解される可能性がある、あるいは意味合いとしてもこれだけ見るとわからないという可能性があります。私も途中、例えば「システム1」「システム2」と書かれているのですが、そこだけ見ても何のことかわからないことになります。もちろん議事録を見ればわかるわけですけれどもどこの話かというのがわからない。では「システム1」「システム2」とは何かの説明をつけていくのか、それとも議事録の第何回とかそのくらいのインデックス的なものをつけるのかというようなものもあります。今のは単純に言葉だけの問題ですけれども、これが言われたまさに文脈ということが本当はあったわけなのでこの部分だけ切り出していいのか、これは短冊方式のいわば最大の問題点なんだろうと思うんですけれども、ただそうするとそれをやめてしまうかというと、まとめるということからするとなかなかこういう意見が出されたということは改めてざっと見まして、記憶喚起の点でも確かにありがたい面もあるかと思います。その1つのあり方は、例えば文脈がどうしても切り取られている部分があるので第何回とかですね。せめて回数とかを示せばそこを見れば中身はわかりますということになります。このままではどこで何が言われたのかがわからないのでその部分は今のような対応あるいは報告名を指定してもいいかもしませんが、議論があるといろいろ錯綜していくのでせめて第何回ぐらいはつけた方がいいんじゃないかという感じはいたしました。それでさらになんですが、短冊形のものはある程度維持するというのはこれは大屋先生、小塚先生の間でおよそ短冊をやめてしまえということではなかったと思います。本体にするのか、それが分量的にはかなり多くなるけれどもいわばコメント欄ということになるのかということですが、まとめをつけられるかという点についてですが今伺っていて思いましたのは、例えば資料2の1ページの（1）1、①消費者法のメールマールで3つのポツがうってあるのですけれども、ここなどはそもそも1つ目が不十分ではないかという問い合わせになっており、まさに不十分ではないかとみんな考えている。このあたりは一致しているわけですね。ですので今インデックスにな

っている部分を例えれば囲みのような形にする。インデックスはそのままつけてもいいかと思うんですが、囲みのような形で、消費者法について現在おそらく消費者契約法で出されて以来、その情報の質、量、交渉力の格差ということを正面から見据えるというのが比較的普及しているけれども、それに対して十分ではないという指摘がされたとか、指摘があると考えられると。交渉力以外の格差としてこれこれを考慮していかなければならないし、また消費者・事業者間の格差以外のメルクマールについても検討する必要があるといったこういうことが既にインデックスに書かれているんだと思うんですね。それを例えれば囲みにしまして、ヒアリング等で出された意見とか、あるいは指摘とかいうことにして、さらにそれに対する若干の付記があれば、しかしこのようなヒアリングに対してはこういう点も考える必要があるとか、ここは必ずしもそうではないんじゃないかというような意見があるとか考えられるとかいう形にする。あるいはその部分が構成員の間である程度のコンセンサスを得られるならば本文の方に囲みの方に上げてくると、そういう形もできるかと思いまして、室岡先生が最後に言ってくださった点はヒアリングに対してそれをどう、さらに受け止めるかということも、本文にいれられれば本文に入れ、入れられない、ちょっとご意見はわかりますねということであれば、むしろヒアリングから出てきた話とそれに対する付記とかぐらいですかね、もうちょっといい言葉があれば別ですけれども、ヒアリングにおいては必ずしも触れられなかつたけれども、それに対してはこのように考えていると、ただそこに置いてあるのは必ずしも全員で一致して本文に上げられるものではないということを示しているというくらいの位置づけでやっていくってはどうかというふうに考えましたけれども、いかがでしょうか。もしこれでとりあえずの作業のイメージとしますと、まずその本文に当たるところを、インデックスなどを参考にしながら、ここで何かまとめられる事はあるだろうかを考えていくということですね、それをご議論いただくということと、それから短冊は並べる。それと短冊にはやはり第何回とかこれがどこから来たのかを示していただいた方がやはりよろしいと思います。でないともう議事録との間の連関も十分につけられないことになりますので。その上でさらにこのヒアリングについてどうかということを追加するものがあるか、本文のところの議論になってくるかもしれません、そんなことを考える形ではどうでしょうか。大屋先生、室岡先生の順番でご指摘いただきたいと思います。ではまず大屋先生からお願ひいたします。

## ○大屋雄裕構成員

差し支えはないと思いまして、合意ができるかというところだと思います。それはこれから議論だということだと思います。あと短冊について言うと、これも沖野先生ご指摘の通り第何回かっていうことと、あと発言者を明記していただいた方が本当はいいよねと。つまり典型的にヒアリング対象者から出た内容なのか、それを受けて構成員の方から出したことなのかなって結構重要であるだろうというのと、探すときにその方が探しやすいですからというのとあわせて、それを付け加えた方がいいと思います。以上です。

## ○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。室岡先生、お願いできますか。

## ○室岡健志構成員

沖野先生素晴らしい方向性をありがとうございます。ぜひ皆様にご意見をいただきたいのは、資料1についてはある程度、構成員間で合意ができているというのは私の前回の感触です。行政文書としてのこういう資料のまとめ方について私はどう素人のため全く見当違いのこと言っていたら大変申し訳ありませんが、この資料1をある程度ちゃんとした文章にして本文とするのはいかがでしょうか。多分これをちゃんとした文章に直しても6ページとか7ページで収まると思いますが、あとはもう膨大な付記というかコメントナリーとして短冊をつけ、具体的な議論の方向性などは小塚先生のおっしゃったように各回の議事録を確認していただくというのは、流れとしては1つあるのかなと思いました。

## ○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。いずれも貴重なご指摘をありがとうございます。まず今この短冊についてはおっしゃる通り、第何回だけ書かれても、この議事録全部を見よということとかということになりますので、かつ先ほど少し気になりましたのは必ずしも報告者ではなく議論の中で出てきたとするとどちらの報告についてだったのかがわかりにくいと思ったのですが、発言者としていただければ、これはもうここを特定できますし、議事録がPDFならページさえも特定できるかもしれません。他の文書だとページがずれたりしてかえってややこしいかもしれません。ここにありますよというのをご指摘いただくような形にお願いできれば、事務作業としてのお話はあるかと思いますけれども。最後の行政文書としてどうかという点は、評価ができないので、事務局の方からご指摘いただくことにして、1つは発言者なりを特定する方が良いのではないかと。その基本はどこを見ればいいのかがよりわかるようにした方がいい、どこで議論されたのかがわかるようにした方がいいでしょうというご指摘だったと思います。それから本文についてなんですか今インデックスになっているものはこういうことがこれまでの中で指摘もされたし、そしてその指摘はまさに取り上げるべきものであるということでインデックスを作っていますので、これをもとにさらに文章化していくということがいいのではないかと。それを本文にした上で、先ほどコメントナリーといわれたかと思いますけれども、そういうものとしてこの短冊を付けていく。それは議事録などの詳細にたどり着くためのその意味でのインデックスになると。やや詳細なこういうことが指摘されたというのはこれだけ見てもある程度文脈の切り離しはあるかもしれないけれどもどういう議論がそれぞれのところで出されたかはわかるということで、位置づけとしてはそのような位置づけでやっていってはどうかというご指摘だったかと思います。小塚先生から今のご指摘についてさらに何かございますか。

## ○小塚莊一郎構成員

はい。室岡先生が言われたことと沖野先生が言われたのはそんなに違わないというか全く違わないと思っていて、というのは、資料1が資料2の方で緑の字になっているので、資料1を基にして報告書を作れば、それはさっき沖野先生が言ったことと同じことになると思うのですね。それで、私はやはりその感覚に近くて、報告書にはやはり本体があるでしょう。最近実は霞が関の報告書にはPowerPointのプレゼンを切り貼りしたものがすごく増えてですね、でもやはり本来は会議体としての報告書本文というものがある。実際には事務局が書いていたりしましたよ。けれ

ども、一応主語が我々としての本文というものがあるだろうと思うのですよね。それなしで報告者のプレゼンの切り貼りだけというのは、やはりちょっと我々としても無責任かなという気がするということです。もう1つはさっき私が申し上げて拾っていた大いに議論をしているのですよね。なので前回と今回とあと1回あるのですか。ここで議論をしていくって、それをちょっとと事務局のお手を煩わせて文章の形にしていただければ、多分そういう報告書ができるのではないかというふうに感じます。その下に今ある短冊をどうつけていくかというのは沖野先生が言われるような技術的な問題であろうというふうに思います。

## ○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。そうですね。今、小塚先生がご指摘くださった点、室岡先生がお示しくださった内容、それからできるならばこういう形でというのが考えられるんじやないかという途中で私の方で申し上げた点は、概ねイメージ的には一致してきているのかなと。ただ、体裁としてはやっぱり報告書本文があつて短いものでも、さつき6ページぐらいかもしれないとおっしゃったけれども、そういうものがあってそれに付けられた資料という形の方がいいとすると、先ほどはむしろ全体として囲みがあつてそこにいろいろ付くイメージということを申し上げましたけれども、むしろ文章化された資料1が本体としてあって、必ずしも文章になってないかもしれないけれど、資料1が本体になる形で、その本体と組み合わされた資料2があるというようなイメージという形かなと思いました。今の方向だとすると、それでもう資料1を基にかつ第11回の議論をもとにこれを文章化することができるかということですね。その作業を特に今日はやるということになるかと思います。それともう一つ、私の方で思いますのは、確かにヒアリングのいわば切り貼りになるこういう意見がありましたというのをそのままにすることもできますけれども、ここではあまりそれを切り捨てない形にするのが非常に重要じゃないかと、大屋先生がブレーンストーミングと最初に言ってくださったのもそういうご趣旨ではないかと思います。様々な観点から出していただいたのであまりまとめてしまう結果、落としていくようなことになるのは望ましくはないと思っておりますので、議事録を見ていただけばいいんですけどもそれに橋渡しとなるような中間項があるというのは意味があるのかなと思っています。ですのでもしよろしければ第11回ですでに議論したときにはかなりその方向性も実は出ていた、特に一般的なあるいは基本的な姿勢では結構出ていたように、確かに思いますので、それも記憶喚起しながらということになるでしょうか。その上でこういう方向でまとめられないか。方向でまとめるというのは、この方向でやりましょうというよりはこういうことも検討しなければならないとかあるいはこのような指摘があったぐらいでまとめるものもあるかもしれませんというレベルのものになるかとは思いますけれども。ですので、もしよろしければ今インデックスになっている資料1を少し最終的な文章化はもうちょっと練らないといけないとは思いますけれども、こういった内容の本文にすることでどうかというのを改めて検討していくということをお願いしたいと思います。それは実は事務局から最初にご説明いただいた、この3つのポツはもうまとめて切り貼りした方がいいんじゃないとか、大元のところに入れた方がいいんじゃないとかそういうご指摘の問題は実は既に今のような話に繋がる内容を含んでいたかと思います。それともう1つ短冊方式も資料2としてつけられれば良いように思いますので、そうだとすると、こういうものでいいかとか、並べ替えてはどうかとかそういう点に

ついてもご意見をいただければと思いました。そういうことでどうかなんですか  
ども、そもそも1つは例えば第1回で発言者誰々とか付けることが実際に可能なの  
かですね、作業的にどうかというのと、行政文書としてどうかというご指摘があり  
ました。会議の1つの取りまとめとしての報告書のあり方はおそらく割と柔軟な  
かなという感じがしておりますけれども、念のため確認をさせていただければと思  
います。本日の作業とそれからこの会議の1つの報告書の作成へのあり方について、  
事務局からさらにご指摘をいただくことございますか。

## ○事務局

まず1点目、第何回ということをおつけするという、あるいは概ねの場所をおつけ  
するというのは今の資料2にですね、そういうことは可能かと思いますが、ご発  
言者というふうにしますと結構要約をしてしたり、ご議論、すなわち何々先生に対  
する何々先生のご質問とかがあつてというような議論をまとめていたりするところ  
もあるので、この人が発言したんですと書いてしまうと、いや違うとかいうことにも  
なりかねないので、お名前まで上げるのはちょっとといかがなものかなという気は  
いたしますが、第何回の大体議事録でいうとこのあたりでのご議論みたいなことが  
わかる程度のことであれば可能かと思います。ただ1点、短冊を切り出すときに資  
料の何ページに書いてある通りみたいな形でお話になっているときにはその資料を  
さらに写し込んできている部分とかもございますので、あくまでもこの辺りってい  
うだけのことであつて、議事録のその部分を正確にここに切って貼つてあるっていう  
ことではないというような注釈というか説明を付した上でということになろうか  
と思います。それからおまとめの方向性についてはご議論いただければといふう  
に思っておりますけれども、全体の中の囲み的にするのかその囲みが全部まとまつ  
て6ページぐらいになっているのかというのは、いずれにしてもどちらもありなの  
かなと思います。他方で、何かまとまったものとかですね先ほどの小塚先生からの  
ポンチ絵とかにしてしまってといふうにお話もありましたけれども、まとめたものがで  
きればできるほど皆さんそちらしか見ないことにもなるので、せっかくいろいろな  
ご議論とかいろんなご示唆があったものが、結局なかつたっていうのは言い過ぎな  
んですけども、目に留まらなくなってしまうのはちょっともったいないのではないか  
という気もします。そういう意味ではなるべく生かしていただき、あるいはこ  
この意見についてはちょっと違うんじゃないかなと思うみたいなことも書いていた  
だくとか、その方が後々漏れがないという意味では良いのではないか。囲みみたい  
にしていただく方が囲みのところだけ読むこともできるし様々な意見も見ることも  
できるということもあるかといふうには思いました。いずれにしても、全体の  
100ページぐらいの中に囲みの部分があるのか、囲みの部分だけ抜き出して6ペー  
ジになっているのかという違いだとは思いますので、それは最後整理の問題だと思  
います。いずれにしましても、まず今日のところは各テーマ部分についてのご議論  
をざっと見ていただいて、ここについてはこういうふうな議論だった、意見が分か  
れていたとかあるいは大体こういう方向性であったとか、ヒアリングでこういう  
意見があったけれども後のヒアリングを踏まえると第何回の分は少数意見でこういう  
感じの方がいいんじゃないとかですねいうようなことをご議論していっていただ  
ければ本日のところとしてはありがたいといふうに思っております。

## ○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。それでは最初の点については、現在の抜き書き自体が具体的な発言をそれぞれ特定してまとめているというわけではなく、今言っていたいたような同じ議論がやはり何人かの方からいろいろな側面を指摘しながら出されたということもありますので、特定しにくいものもあったり、それからそのご議論からさらに資料の方に飛んでいるということで発言に必ずしも現れてないものもあるということであれば、結局どこで言われているのかがわかれればよろしいし、PDF化されていればページ数はずれないので、何ページから何ページと特定して、第何回何々の何ページ参照というような形でお示しいただくということでそれはよろしいのではないかと思いました。やり方を変えて全部発言を特定する形で抜いていくとなると大量にもなってきますので、そこはそのようにお願いできればと思いました。それから体裁は確かにまとめてしまうと、そこだけ読めばいいと思う人もいるというのは確かにそうですけれども、かといって今の資料2の体裁にすれば全部読んでもらえるかもまたわからないところでもありますので、2つに分けるか1つにして囲みにするかはもう本当にいずれでも最後に決めればいいことだと思います。やる作業は同じかと思います。それで本文で例えばこういうことも考えなければいけないというふうに書いてあれば、どんなことなんだろうかと思ったらさらにこのコメントリーのところを見ていただくなとか、もっと知りたい人は議事録に飛んでいけるという形になっているのはそれなりに親切ではないかという感じもいたしました。文書の作成の仕方としては許容範囲だとのことですので、では今、ご議論いただいたようなことで11回がどういうことであったかっていうのははつきりと覚えていないところもあるんですけども、それも思い出しつつですが、しかしそれに拘束されることなく資料1を中心に、文章化ができるか、どういう方向というふうに取りまとめができるかということをご議論いただきたいと思います。それからもう1つは、その中で今度引かれることになる抜き書き的な要約がこれでいいのかということもありますので、その2つをそれぞれ考えていきたいと思います。

## ○小塚莊一郎構成員

ちょっと細かい点をいいですか。大きな方向感が決まったところで細かい点なのですけれども、まず1つはこの構成員の中で意見が一致することは必ずしも必要ないと私は思っています、そうだとしても構成員の間で議論がわかっているというのと、各プレゼンテーションをされた何十人の方の間でいろいろな意見があるというのはレベルが違うと思います。これは1つ留意点として申し上げます。それでもっと具体的に言いたかったことは最初に課長が下の階層に書けなかったものを上の階層に書きましたとおっしゃったのですね。私もそういうところはあると思うのです。例えば下の階層の複数にまたがるところとか。ところがそうではなくてこの上の階層につけたものが結構長い部分もあったのです。さっきご指摘のページを見ると。そこは、本当は細かい階層を立てなければいけないのではないだろうか。そうすると細かい階層を立てるということは資料1の中に新たな項目ができ、そこに新たなまとめをこれから作る。そういう必要があるのではないかというふうに思われる所以、上の階層に今かなり長く貼られているところは注意して資料1を膨らませていく必要があるかなというふうに思いましたので、ちょっとその点を指摘しておきたいと思います。

## ○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。今回、今言つていただいたように付けていただいたことでインデックスとして取り出した項目自体も追加すべきだとか、あるいは3つまとめてになっているからむしろまとめた方がいいんじゃないとか、その見直しの契機にもなっていると思いますので、そこはまさに自由にご指摘をいただくとありがたいと思います。資料2の貼り付け方が唯一ではなくて、項目もこれで固定しているわけではないということです。それから意見の相違については二段階があるということには十分留意するようにというので、ご指摘の通りだと思います。室岡先生からも先ほどそういう点をご指摘いただいたものと思いましたので、合わせてまとめを書いていくときに、あるいはもう短冊と言ってしまいますが短冊の並べ方などについても、あるいは短冊自体のまとめ方の問題もあるかとは思うんですけれども、それについてもご議論いただければというふうに思います。そこでなんですが、どういう形でやっていくか、まず項目をある程度区切ってやるのがいいと思っておりまして、そうしますと初めの「1 消費者法で何を実現するか」の（1）消費者法の目的としまして①②③というのが立てられています。それでまとめていくとすると、この①②③は比較的まとめがしやすそうな印象を受けておりまして、インデックスがもうまとめになっているように思われます。①は消費者法のメルクマールあるいは消費者保護なのか支援なのかというのもあるかもしれません、消費者保護の正当化根拠に関して、消費者契約法以来と言ったらいでしかね、消費者契約法が正面から定めていて以来、この格差が出されているけれどもそれが不十分であるという認識はもう共通していると思います。ですので特に情報の質・量については情報の分析力とか理解力とかそういうのもあるかと思いますし、それが交渉力とどういう関係に立つかというのもわからないところありますけれども、能力面に着目すると交渉力以外の活用能力だとか脆弱性の対応能力等を考慮する必要がありますということですかね。消費者・事業者間の格差以外のメルクマールというものがどういうものになっているかがイメージしにくいかもしれません、一般的・平均的・合理的消費者、これもある程度書かれている通りかもしれません。脆弱性ということへの注目の必要というのが①なのかと思います。そうですねちょっとと言いながらですが（1）全体をまとめていくよりは①②③ぐらいで伺つていった方がいいような気がしました。本当は②の方も入れ込んでくるべきだとかそういうことも含めてです。ですので、次のような形で進めさせていただいたらどうかと思います。まず1の（1）の①について、本文にどのようなことが書けるか、それからこの短冊やその並びについてこういうことによろしいかというのをご検討いただければと思います。そういう形でよろしいですかね。そうしますと資料1の場合は1の（1）の①について、資料2でいきますと3ページの半ばまでの間でお気づきの点があればお願いしますということと、①のまとめ方についてどうかということですね。これは資料をいただいたのが直前だったところもあってなかなか全体を精査するというわけにはいかず改めて今見ていただいてどうかということになるかと思いますけれども。今の（1）①の範囲で、本文、短冊という言い方をしますけど、それぞれについてご指摘があればお願いしたいと思います。あるいはそのような進め方でいいかも含めて。大屋先生お願ひします。

## ○大屋雄裕構成員

はい。おっしゃったような方向でいいと思っています。ちょっと書き込んだ方がいいかなと思うのは3ポツでして、要素としては先ほど沖野先生おっしゃいました

けれども、浅慮とか限定合理性あと脆弱性。だから消費者の側における今言った要素、浅慮、限定合理性、脆弱性など事業者との格差以外のメルクマールについても考慮すべきであるみたいな形にすればいいのかなという感じがしております。以上です。

### ○沖野眞巳構成員

そうですね、メルクマールが何なのかが少しあかりにくいように思いました。確かにこうして文章化していくと重なりもまた見えてきますね。1つ前の交渉力以外の能力格差の脆弱性の対応能力だと、次のポツの限定性と脆弱性の対策というような話ですか、ただ脆弱性のとり方についても、格差以外の話だと、能力の面で対応能力ということがありますとか、それからその一般的な消費者像と、より個別性への着目とか、同じように脆弱性が出てきながらそれぞれ違う面を捉えているということを、より文章化するとわかりやすくなってくると思います。この部分はよろしいですか。小塚先生お願いします。

### ○小塚莊一郎構成員

はい、ありがとうございます。ここはこの研究会で本当に何度も議論をしたところで非常に大事なところだと思うのですね。それで沖野先生が言われた通りこれはおそらくポツの順番がなんとなく違っているような感じもするのですけども、情報の質・量、交渉力の格差ではもう不十分だ、そこで3番目のポツに行って、それではそれ以外にどのようなメルクマールがあったらよいのかということを議論して、それで例えば情報活用能力とか言えば脆弱性という概念が出てきましたというのが概ねの流れではないかと思います。その上で大事なのは、情報の格差が脆弱性と言葉が入れ替わっていったところで一体何が変わるのがわかるのかというところが一番本質なのだと思うのですよね。そこについていくつかの考え方が出てきて、しかもそれは必ずしも同じものを示していないのではないかということ。これは前回も議論をしたと私は思いますけれども、同じ脆弱性というキーワードを使っていても実は論者によって議論の中身が必ずしも同じではないのではないか。従ってそこは、当懇談会で最終的に結論に至らなかったことを今、決めて結論まで行ってもいいのですけれども、そこはむしろ問題点として提起されて今後掘り下げるべきところだ、こういうことでいいのではないかと私は思っています。ちょっと細かいこと、短冊についても意見を言っていいということだったので言いますと、2ページ目の真ん中辺に3つ目の短冊なんですが、情報と交渉力の格差で説明していたのを脆弱性という概念に変えていく必要があるのではないか、と切り取られているのですが、これは私の発言らしいのですけれども私の発言はそこにポイントがあったわけではなくて、第4回ということらしいのですが、そこで私はどういうことを言っているかというと、脆弱性という概念に変えていくことは大賛成だけれども、それではその脆弱性というのはどういう意味なのかということを発言したつもりで、そこが大事なポイントなのだと思います。脆弱性という概念に変えていく必要があるのではないかという、それは第4回の大澤先生のお話で、これは大賛成で、ただそうなるとここでいう脆弱性という概念は何なのだろうということを精緻にしていく必要があるのではないかという問題提起をしたということです。ちなみにそれに対するご回答は、脆弱性はおそらくいろいろな意味があるということだったのですね。例えば高齢だというのと経験不足だというのとAIが介在している場合というので違いがあ

るのではないか、というのがご回答で、そのあたりが結構大事なところかなと。つまり中身によっておそらく消費者法の対応も変わってくるということではないかと思います。その対応の仕方はおそらくその次のポツの脆弱性の対策というところに出てくるのかなと感じます。こここの部分についてあともう1つ、短冊の一番最初のところで外れ値問題という話が出ていて、AIにおける外れ値問題、これはもちろんこれで非常に大事な問題なのですけれども、脆弱性のところというか新しいメルクマールのところの話の冒頭にいきなり外れ値問題を持ってくると、これが一番大事な問題かというと、ちょっと応用問題的な気もしていまして、この並べ方でよいのかというのも若干疑問を持ったというところです。

### ○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。まずは一通りご意見を伺ってと思いますので室岡先生お願いします。

### ○室岡健志構成員

いくつかコメントがございます。まず一番目に、小塚先生の一番最後の点に関して、これは私が発言した記憶はあるのですが、私自身これは1ページ目の一番最初に持ってくるというよりは、例えばこういう問題もありますよねと一例として挙げたつもりであります。そのため、1ページ目の一番最初に持ってくるものとしては適切かどうかというと、発言した本人としてはむしろ適切ではなく、あくまでこういう一例があるというぐらいの捉え方でよいのではと思います。二番目に、脆弱性あるいは浅慮、限定合理性ですが、脆弱性という言葉はおそらく報告いただいた方々および構成員の中でも捉え方が違っていると思います。ただし、少なくとも私の専門分野（行動経済学）からすると浅慮と限定合理性と脆弱性は、おそらく次のようにまとめられるかと思います。まず、浅慮は限定合理性の一部だと、私の専門分野からみたら分類できるかなと思いました。つぎに、脆弱性といった場合には限定合理性に限らず、例えば経験が足りないとか情報の活用の仕方がわからないといった部分も入ってしまうと思いますので、脆弱性というのは、私は限定合理性よりも広い概念として捉えていまして、消費者が何らかの形で適切な取引ができる状況に直面しうる状況をかなり広く捉えている言葉ではないかなと個人的には感じております。これを脆弱性と呼ぶとすると相当広い概念になってしまい、その中に例えばどういった脆弱性があるのかのいくつかの例示は、大屋先生がおっしゃっていたようにできると思います。また、脆弱性は今回で完全に規定できるものではなく、例えばAIの発展などにより将来新たな脆弱性を用いた搾取の仕方が出てくる可能性は高いと思います。そのため、たぶん現時点での例示ぐらいしかできないのだと思いますが、情報、交渉力以外にも脆弱性といったものを、より真正面から考えていくということは重要ではないかなと思っています。以上です。

### ○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。今までの（1）の①の範囲でさらにご意見をいただくことはございますでしょうか。それではですね、まず細かい方の短冊の方からですけれども、2ページの15行目から16行目にかけてですが、これについては格差で説明することは疑問である。それを脆弱性という概念に変えていく必要があるのではないか。これも完全に変えていくのがいいのかどうかというのもあるようには思

ますけれども、がしかしその場合、その脆弱性の概念についてより精緻化していく必要があるという一文は足していただいた方がいいだろうということですね。精緻化の必要、それは実際にも指摘されたことなので。それから冒頭に置かれたこれは内容自体は情報の質・量や格差という場合に、それ以外のものもあるというのがメインストリームだったと思いますけれども、ここでは、格差があるということは前提になっているけれども、その前提の点について、AI の進展などのような場合は事業者も持っていないことがあるあって、その構造的な格差ということではもはや捉えられない現象が AI の進展とともに出てきているので、その点からもこのメルクマールの意義については疑問が生じるというものかと思います。ですので本流はこれだけじゃないということなんだけれども、これ自体も今本当に維持できるか、将来維持できるかということは考えていく必要があって、そうするとその格差が持つ比重というのが、やはり小さくなっていくんじゃないかというそういうご指摘かと思いました。ですからこれはその意味で他にも不十分であって考えなければいけないという中に、他にも考慮すべきものが、あるいはかなり置き換わるものがあるということとともに、その格差というものが妥当する範囲、あるいは場面というのも限定的になっているということで、後に位置づけていただくということだけれども、例えばちょっと場面は違うんですが 1 ページの 31 行目から 35 行目だと情報交渉力の格差という形で消費者法を定義付けること自体が、今の例えばそのデジタル技術等の進展や問題の中で合わなくなってきたという、このあたりとあるいは連動させる形で持ってくるっていうのは 1 つ考えられるのかと思いました。そうしたときにその次に浅慮あるいは限定合理性という話が出てくるんですが、全体として並びをその意味で考え方直した方がいいかもしれないと思いましたが、小塙先生からさらにありますか。

### ○小塙莊一郎構成員

おそらく、今のこの短冊の並びは研究会の流れで出てきた順序なのですよね。それをロジカルに並べ直していくというのは理想なのですから、どこまでやりましょう。

### ○沖野眞巳構成員

それは確かにやりきれないところがありますね。並べ方をもう少し考えるとして、しかし最初にこれではない方がいいということだけは一致を見ているので、少し後の方にずらすというので、あるいは 36 行目あたり入れてもいいかも知れないけれど、その結果 37 あたりから全部見直すということは一旦は置いておこう。しかも幸いといいますか、本体があればその本体にまとめられているので、並べ方はそんなに気にしなくともいいかも知れないということですね。ありがとうございます。それが短冊の方ですけれども、それから本体にあたる方については多分このポツの並べ方自体も順番を少し変えた方がいいということであったかと思います。それで改めて申し上げますと、①消費者法のメルクマールについて最初の現在のこれでは不十分ではないかというのはその通りで、そうしたときに三つ目ですかね、消費者・事業者間の格差以外のメルクマールというものに着目する必要があり、それについて例えばということでしょうか。限定合理性であるとかあるいは心理的なバイアスの問題であるとか、あるいはいわゆる脆弱性というくらいですかね。確かに、限定合理性に、例えば浅慮がどこまで含まれてくるかとか、脆弱性との関係をどう考えるか

というのは、おそらくそれ自体が1つの問題なので決めは打てないんじゃないかなと思います。それから脆弱性自体については後の方の資料1でいいますと2の(1)の②のところで状況から出てくるものもあれば属性から出てくるものもあるというふうにいろいろと分析をしていただくことになります。そこでさらに繰り返しを恐れず検討があるということで、その脆弱性というのも様々なものがあるので、その概念を詰めていく、検討していく必要がある。どれかで一致するというよりはここではこれを考へているというような話をしていくということかと思いました。それから室岡先生から特に脆弱性というのは固定ではなくて、時代が変わるとともに新たな脆弱性ということも出てくるので、それについても念頭に置いておく必要があるというご指摘であったかと思います。それから、そもそもいえば、脆弱性というものについて先ほど擡取されうるという表現をいただいたかと思いますし、脆弱性は割と一般的に今使われていますけれども、脆弱な消費者という表現がそもそもいいのかという問題も以前から指摘されており、抵抗力の弱いとかいう表現もあります。視点として脆弱というふうに言うことがどうなのかという問題も指摘されているところですので、それも含めて脆弱性はそういう点に着目する必要があるという点では一致を見るんだけれども、一歩踏み込むと何かというのがわからない概念になっているので、そういう概念でありそれをより分析していく必要があるということを指摘するところかと思います。室岡先生お願ひします。

### ○室岡健志構成員

細かい点ですが、先ほど私が浅慮と限定合理性について意見を申し上げた箇所で、私の分野で行動経済学だったら浅慮は限定合理性の一部として完全に含まれるかなと申し上げました、ただし、浅慮は法律の方でも使われている用語だと理解しています。そこではまた全然別の定義があることも存じておりますし、お示しされた方向性で全く異存はございません。ありがとうございます。

### ○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。それでは今度は②ですね。(1)の②消費者の安心・安全・幸福の実現と消費者の自由・自律性の尊重のバランス、それからインクルーシブな社会の実現というポツが打ってあるところですけれども、これにつきまして本文化と、それから個別の短冊部分でいきますと3ページの24行目からです。これは先ほど言っていたいだいた、インデックスをもう1個増やした方がいいかもしれないぐらいの長さがあるところですけれども、8ページの35行目までということになります。そうですね、今これだけを見ますと②とポツというのは、これ自体もこの階層でいいのかという気もしますね。つまり、安心・安全・幸福の実現と自由・自律性の尊重のバランスという話と、自由・自律性を尊重すると保護のために排除してしまうというようなことにもなるので、そちらとのバランスというのもあるのかもしれません。大屋先生お願ひします。

### ○大屋雄裕構成員

はい、ここですが、まずその1個前ですね、合理的消費者であれば自由を生かして幸福を実現できるはずであるとされてきたと。しかし特に現代的な情報が多い状況ではそれは困難になっていると。その一方でその外部から何が個人の幸福かというのを決めつけてしまうことには問題が大きいと。だからこの両立・バランスをど

う考えていくかということが問題になっているってそういう筋書きになると思います。かつそこで懸念される問題として、そのような合理的選択可能性を一般的消費者の姿として捉えてしまうと、そこに到達しない多くの人たちが疎外されるという、そのポツの話ですね。特にこれから認知症の人を含めて判断能力に一定の問題がある人が拡大していくことを考えると、社会に包摶されない層を大きく増やしてしまうことになるっていう話を文章的には盛り込むといいのかなという感じで整理できるかと思います。以上です。

### ○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。もう今の発言をそのまま文章にすれば、ここは本文ができたような気がしましたけれども。

### ○大屋雄裕構成員

録画していると思うのであとは頑張ってください。事務局が。

### ○沖野眞巳構成員

議事録速記を見ながら今の大屋先生の発言を文書化すればまさにそういうことになりそうな気もしましたけれども。小塙先生お願いします。

### ○小塙莊一郎構成員

その通りで、事務局に頑張っていただければよいと思うのですけれども。この結構長くなった上位階層の部分ですね、ここで出てきていることというのはおそらく消費者の自律的な選択ということ自体が、消費者法で保護すべき価値だというご意見が結構多くの専門家から出ているということです。それは憲法的に消費者の権利を基礎づけるという話でもあり、それからむしろ行動経済学的あるいは進化生物論的な意味で選択できるということ自体が満足のもとになっているという話である。あるいは行動経済学的に見てウェルフェアという概念の問題なのだけれども、ウェルフェアという概念が、あまり今まで議論してこなかったけれども、前提にしているものは何なのかというそのところの問題でもあるということで、やはり自分で選択できるということ自体が1つの価値なのではないか。そのことと、しかし実際には先ほど来の脆弱性というかなんと言うかはともかくとして、自由・自律的な選択だけに任せておくと、どうも結果的に消費者が不満足になる場合が非常に多いというのも事実である。現在の状況においてそういう問題があるということで、そうすると今後の消費者法というのはやはり非常に矛盾した要請を課されることになるという気が私はしたのですね。ここは私の個人の意見で先生方は違うご意見かもしれませんし、別にそこを無理やり一致させたいと私は思わないのですが、私の印象としてはそうなのです。それをどうしていったらいいかというのがこの10数回ずっと私が考えていたことですし、そういう意味ではこの懇談会のメインテーマでもあって、結論はおそらくアドホックに判断をしていくということになってしまうのではないか。元々の要請が矛盾していますから、そうすると個別的にアドホックに判断をしていく、アドホックに判断すると当然その不整合とか一貫しない話がたくさん出てきて、あるいは合理的でない法律を作ってしまうこともあり得て、それをどういうふうにしていくのが合理的かという話が少し後の方でガバナンスのあり方というところで出てくる。こういう話かなと思っていまして、ちょっとわかりにくく

言いましたけども、（1）の②のところではそういう矛盾する要請があるということを書いて、それに対する対応が求められるということで後に繋げられるといいかなというふうに感じました。大屋先生のようにそのまま文章にならない、混乱した発言で申し訳ありません。

### ○沖野眞巳構成員

いえ、ありがとうございます。室岡先生、失礼しました。お願いします。

### ○室岡健志構成員

この消費者の安心・安全・幸福の実現と消費者の自由・自律性の尊重のバランスというテーマですので、おそらくこのテーマにおいてウェルフェアの話はそこまで重要なのが個人的には疑問に思っております。横にそれでいるか別のところに持っていくかそもそも落としてしまうかなどいろいろ判断はあるとして、少なくともここでウェルフェアを強調したかったわけではないと個人的には感じております。それよりも、まさに小塚先生がおっしゃったように、消費者の自律性と、他方で消費者が間違なく搾取されるような状況で、消費者保護として何らかの対応をしなきやいけない場合はあると思います。そこで具体的な方向性の1つとして私が理解していたのは、消費者の自由・自律をむしろ促進するあるいは手助けするような形で政策を考えていくという方向性だと思います。おそらく最終的にはケースバイケースにどうしてもなってくるのかなとは思いますが、方向性としては、むしろ自由・自律を促進するような形で、例えば搾取を防ぐ、あるいは脆弱性をなるべく緩和するような形で取引環境を整備するというものは1つあり得るのかなと個人的には思いました。関連して、これは後の方でトピックに入っていたと思うが、もしかしたらここに未成年者の保護のような話は入ってくるのかもしれませんと思いました。具体的には、靈感商法などで本人が納得していて自発的にお金を大量につぎ込んでいるような状況でも、例えば本人の子供がそれによって非常に大変な状況になっているというような場合の議論です。このトピックは後であると思いますが、もしかしたらこの場所に入る可能性もあるのかなと思いました。以上になります。

### ○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。今の中でウェルフェア関係をここに位置づけるのがよろしいのかというご指摘がありまして、短冊で見ますと4ページの18行目以下ですね。経済理論の厚生の概念によってということで始まっているものがここは厚生の概念によると統一的に考えられないかとか、パターナリズムをどう位置づけられるかということが書かれており、ウェルフェア関係の話がそのあと続いているわけなんですけれども。一方で5ページでは個人的な満足の方にいくのかかもしれません。室岡先生からウェルフェアの問題は、ここは少し別ではないかというご指摘をいただいたのは、本文自体のまとめ、あるいは流れの中で、むしろその自由な選択の問題で、これはまさに先ほど大屋先生の言ってくださった流れの中ですかね、合理的なそれ自体の価値というのがあって、それを尊重すること自体が、またそれがその人の幸福もあるし、何が幸福かを決めるのはその人だけであるということが最初にあって、しかしそれはかぎ括弧つきの合理的な消費者であればできるということだけども、必ずしも合理的ではないとか、さらにはより搾取されやすい消費者あるいは状況というのがあって、そうだとするとそれを是正していく必要があると。け

れども中には消費者は満足しているけれども他の人に被害が出ているとか、靈感商法のような場合もあって、そうすると必ずしもあなたは幸せではなく騙されているだけじゃないかというような話があると、先ほどの外からあなたの幸せを決められるということにもなる。それが他の人に損害や不利益ができるような場合であれば、やはり取り込む必要があるんじゃないかということも出てくるかと思いますけども、一方でそのような保護ということをしていくと今度は排除の問題が出てくるという話であるかと思います。そうするとここではどちらに行くのかという、この会議でも矛盾した要請、舵取りが難しいことが出てきていて検討する必要があると。さらに少し立ち入っていくと完全に調和したものは無理であって、個々の法律問題、規律ごとに考えていかざるをえなくて、その全体として果たして不整合が起こっていないかということは常時検討する必要があるのだけれども、それはある程度入れざるを得ない、この法律のこの分野ではこちらを重視し、別のところが違う形で考慮し、といったことにならざるを得ないんじゃないかという感触を小塙先生が示してくださいましたし、おそらくそうかもしれないんですけど、そこは少し印象の話になるかと思います。その前の矛盾した要請があるというところまでは報告ができるんじゃないかということですね。大屋先生お待たせしました。お願いします。

## ○大屋雄裕構成員

ウェルフェアの話、室岡先生から出た話ですが、これ説明が必要かもしれないけど位置としてはここだと思います。というのはこれ、ウェルフェアと言ったりあるいは政策なり何なりの目的としてのハピネスと言ってもいいんですが、その中身は何なのかっていう論争を巡る問題なんです。それは Pleasure だと、快樂だと言ったのがベンサムで、快樂であれば客観的に測定できて本人の選択を認めなくともいいんですよ。これベンサムは基本的そうなんですが、そんな測定はできないですよねっていうのも含めて、やっぱり本人が選択している以上その本人の選好が充足されているはずで、それをハピネスと考えましょうっていうふうに言っているのがジョン・スチュアート・ミルなんですね。ただこちらは本人が選択しているからそれでいいかっていうと、これミル自身も言っていることですが、本人の選択能力が十分かってのはやっぱり大きなキーポイントで、彼が言及しているのは例えば子供ですけれども、判断能力が未熟な場合には選好充足と幸福の実現が一致しないだろうっていう問題はそもそも指摘されたんですね。だからこの基本的な2つのモデル、要するに客観的な Pleasure をとるのか、主観的な欲求充足、選好充足を取るのかっていうところで古典的な対立があって、結論的には小塙先生の感触と一致しているんですが、割り切れんということで大体落ち着いたわけです。で、もちろん経済学的には、選好充足でとりあえず定義して理論を構築するわけですけれども、社会的にはそれではいけない問題があるよねって割ともう自明なので、その議論があったっていうことの話としてここに入れて、ここに出ているのかなというふうに思います。はい、以上です。

## ○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。ウェルフェアについての、指摘や議論はここにやはり位置付けた上で、ただ本文的にはと言えばいいんですかね、本文的には、選択あるいは自律の価値に対して、幸福の実現をそれを何で測るかという問題がありそれに関連するという形でしょうか。

## ○小塚莊一郎構成員

完全に客観的に決められるものではないというご意見が多数でそういう意味で言うと純粹にベンサム的な立場というのはやはり取りえなくて、主観的な選択ということを入れざるを得ない。しかしそれはさっきから言っている脆弱性とかいう話と矛盾してしまうのですよね、という問題を消費者法が抱え込んでいるという指摘なのだと思います。

## ○大屋雄裕構成員

ベンサムのモデルを否定したところに近代のやっぱりリベラリズムと、その市場経済っていうのが成立したわけで、だから完全合理性を前提とする民法のモデルであれば、大体そこで筋が通るわけです。しかし消費者法というのはまさにそれが壊れるところで出てきたものであって、したがってミルのモデルだけでは押し切れない。それは元から押し切れなかつたし、もっともっとそうなっていく。そうするとある種ベンサムモデルへの回帰を取り込みつつ、しかし完全にベンサムをやると明らかにまずいので、バランスを取っていくっていうことが課題として要請され、ただそれは多分理論的には解けないですという話になります。

## ○小塚莊一郎構成員

平成12年の消費者契約を作ったときには、消費者契約法によって自律的な選択を回復するというロジックで作ったわけだから、情報力の格差と言っているわけですよね。でもそれも嘘だと我々は言ってしまったので、それではもう今対応できないと言ってしまった以上は根本の難題が表面に出てきますよという。それを認めざるを得ないということですね。

## ○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。文章化が難しいのですが、すいません議事録を見ながらまとめる形になっていくかと思いますけれども、②のところは以上でよろしいでしょうか。また最後に戻っていただくこともありうるということでよろしければ。

## ○山本龍彦構成員

山本です。出遅れました。伺いたいと申しますか、確認なんですかけれども、項目の②のところで消費者の安心・安全と幸福という3つの言葉が並んでいますけれども、これが何でしょう、並んでいることについてもまず問題がないかというのをちょっと確認をしたいなと思いました。というのも、幸福というのが1つ厄介な概念で、それがまさにベンサム的な理解を取ったときにその後ろにある消費者の自由とか自律性という選好充足のような、そういった自己決定的な部分と、ある種矛盾してしまうという問題があると。安心・安全というのは何か矛盾しないような気もするということもあり、消費者の自由とか自律性を確保する条件整備みたいなところ、例えばプライバシーの問題とかあるのかな。そうすると、真の意味でバランスが求められるのはやはり幸福の問題と自己決定や選択の問題ではないか。そこに何か本来的な対立軸があるように思いました。そうすると、安心・安全・幸福と3つ結びつけてしまうことによって鋭い対立軸というのがぼやけてしまうような感じがして、というのがまず率直なところです。ただ安心・安全もある意味で積極的

な定義が必要なもので、客観的な価値というふうにも考えられるので、これでいい可能性もあるのですまず確認したかったということです。

もう1点は、ベンサムモデルみたいなものとミルのモデルが2つ対立軸としてあって、これが非常に揺らいでいるというか、従来は選好充足を基軸にして議論してきたんだけれども、その限界があるよねというストーリーラインは非常によくわかったんですが、多分その後に出てくる、例えばコミュニティみたいな価値ですよね。つまり、客観的に幸福ウェルビーイングと定義するというモデルと、個人が決めるというモデルの中間に、例えば家族とコミュニケーションを上手くとりましょうというような、共同体の中でその価値を協議しながら決定していくといった、そういうプロセス的な価値というのもこれまでの議論として出てきたように思います。そうすると、この2つに加えて、中間的なところに何か1つあったような気がする。家族を頼るみたいなそういうプロセスを1個置くみたいなことが、もう1つ実はあるのかもしれないなというふうに感じたということで。すいません、以上です。

### ○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。いずれも重要なご指摘をいただきました。室岡先生お願いします。

### ○室岡健志構成員

まとめ方としては大屋先生のおっしゃるような形で異存ありません。ただ、おそらくこれは私が文章として書いた方がよいのかなと思いますが、経済理論の厚生というのは与えられた選択肢からなにを選択するかという顯示選好のところから本来は来ておりまして、そうするとおそらく少なくともこの4ページに議論して非対称なパターナリズムというのは、このポツの最後の方に持ってきた方がいいのかなと個人的には感じております。これはむしろ事務局の方への質問ですが、ここでこの4ページの真ん中に書いてあるような、完全合理的な消費者への行動に与える歪みを最小限にしつつ、限定合理的な消費者を有意に助けるような政策というものが、1つあり得るかなと考えております。そのため、非対称なパターナリズムの議論は、一番最初ではなく、一番最後の方に持ってきていただけるといいのかなと思いました。すいません以上です。

### ○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。今ご指摘いただいた非対称のパターナリズムとあるのは、資料2の4ページの。

### ○室岡健志構成員

20行目から22行目かなと思います。

### ○沖野眞巳構成員

わかりました。18行目、経済理論の厚生の概念によってから始まるものですね。こここの部分については後の方に持っていくと。

### ○室岡健志構成員

いずれにせよ、ここはもう少しあかりやすいく書き直さないといけないと感じ

ております。事務局から改訂版があがってきた段階で、私の方でも手を入れようと思います。

### ○沖野眞己構成員

位置としてはこれを後にということをまとめて後になりますかね。これ自体、もし他にご意見がなければ、ここの表現の書き直しや追加について室岡先生から別途ご指摘をいただくということとその下の方の短冊などとの関係も出てくるかもしれません。位置についても、もう少し後でということですが具体的にどこに入れるかということについてもご指摘をいただくということでよろしいでしょうか。この点についてはよろしいですか、そのような扱いで。小塚先生。

### ○小塚莊一郎構成員

一瞬メタ的な発言をしますけれど、短冊の書き直しはどうしましょうね。

### ○沖野眞己構成員

この短冊は、最初にご説明いただいたように、単なる抜き書きではないですね。非常にまとめていただいている。ただ、このまとめ方でいいかということもそれはやはり検討していただく必要はあるんだと思いますので、もしここはちょっと問題だということがあって、それを共有していただいてご議論いただいた方がよければ、やはりそれも出していただければと思います。この場で出していただかななくても、ここは少しまとめ方としてもう少し違う表現がいいとかいうご意見は、別途にメールででも出していただき、それをまた回覧するということでお願いしたいと思います。小塚先生は何か具体的に気になっているものがいくつかおありですか。

### ○小塚莊一郎構成員

多分今室岡先生が言われたのは、今の目で見てちょっと書き足したいということではないかと思うんですね。それをどうしましょうというときに多分2つやり方があって、1つは何か括弧か何かをつけて補足してしまう。追記みたいな形で補足してしまう。少なくとも構成員の発言については自分の発言だと思った部分についてできますよね、プレゼンされた方の発言は今さら補足できないかもしれません。もう1つは、例えば今日それを発言したという形にしていただいて、そうすると今日の発言なので後ろに来るという効果もついてくるのですけれども。そういう形にしてしまうというのも1つかなと。つまり前の発言がちょっと不完全だなと思ったときに、ここで発言したという形にしていただいて、前の発言はキャンセルしていただく。これをやるかどうかですよね。

### ○沖野眞己構成員

そうですね。いや、今確かに難しい問題が出てきましたね。これは、1つは今資料に入っていますが、第何回の何ページを見よという形で参照されるとそこを見ても書いてない意見等があるとどうするかというものです。それはやはり補足していただくんでしょうね。それに対してそのときの議論のまとめ方としてどうだろうかというのは、もう普通に修文していただくという、そういうことでよろしいですか。

## ○小塚莊一郎構成員

追記というのを作つて認めてしましますかね、何か括弧をして。

## ○沖野眞巳構成員

そうですね、最初に申し上げたときは、ここにあっても、構成員の間で何か指摘があるというのは最後に追記の形でと思いましたけれど、そうするとどれに対応しているかが、これだけ短冊がたくさんあるとわからなくなるわけですね。だから必要なら個別に追記で、この点についてはこのような意見があるとかという形で書いていただくことはありうるし、ただ、全部についてそれをやっているわけでは必ずしもないということも注意していただかないと、その追記があるところだけが本当は追記があるのかというと、いや他もそれは考え直せばありますということもあるので、ですから追記がなぜここに書かれているかという説明があればそれでよろしいのではないかと思いましたが、いかがでしょうか。全てここで発言して記録に残してということは必ずしもしなくてもいいのかもしれませんと思います。ただ、回覧していただいたときにそれは私は違うことを考えているし、そこはどうですかというのではなく、これはまた報告書のまとめ方として指摘をしていただくということでいかがでしょうか。それから今、この短冊の並びは時系列で並んでいるんですかね。第何回という形で。そうすると先ほど悩んだ問題が出るわけなんですが、場合によっては、もう本当に冒頭にこれが来るはどうかと言われたAIの外れ値の問題ですが、今の順番を崩すと今度はまたなぜこれだけがという話もあるので、あるいは、例えばもう最初に第1回とか第3回とか、いうふうにつけてしまって、第1回で出た議論は何ページ参照とかということにすれば、これがこの項目にとって一番大事だからというのではなくて、順番にどういうのが出てきたかというのを示していますという形にもできるかと思いましたけれども。多分まとめるにはその方がやりやすいということはあるかとは思います。整理し直すとなかなか難しいということがあって整理に取り組むかどうかですね。その代わり似たような話なのに全然違うところで出てきてこの整合性はどうなっているのかという問題がまた出てくるということですかね。さらにご意見があれば別ですが、今やり方は2つあるかと思います。もうこれはヒアリングの回数順に並んでいる。ただ、重複するようなものは少しまとめている、ということで最初に出てくるものが必ずしも一番重要だというわけではないという了解を書いて、今の並びでいくか。それとも、やはり本文もまとめていくわけなので、少し入れ替えがありうべしということでやってみるという形にするか。あとの方が望ましい気はするんですけどもやりきれるかという感じはしますね。室岡先生お願いします。

## ○室岡健志構成員

私自身、あまり考えが至らず発言してしまいました。まとめるところについては、事務局の負担が関連すると思いますので、事務局の意向に一任したいと思います。あと、先ほどの点については、おそらくこれだけ読んでもあまりわからないからもう少し加筆した方がいいんじゃないかとは思いましたが、この回の議事録まで戻れば必ずしも修正の必要はないものでありますので、もう少し読みやすいようには修正しようと思いますが、これも私としては強い意見はございません。事務局に一任いたします。

## ○沖野眞己構成員

ありがとうございます。では、このような形で今、並べ方については、それが実現可能な方法なのかということもありますので、事務局とご相談させていただいて少しまとまりを付けることができそうかどうかも考えながら、要検討ということにさせていただきたいと思います。しかしそれぞれの表現からわかりにくいということは、より適切なまとめの仕方があればそれは修正していただくということでお願いしたく、少し順番については、ちょっと今、一旦引き取らせていただいて最終的に要相談というふうにさせていただければと思います。ただ、ご指摘はいただいた方がいいと思うので、これはやっぱり実はこっちの方の問題じゃないかとかですね、ここに置くのがいいのかというのは出していただきたいと思います。それから山本先生からご指摘いただいた点で、1つは現在、対置されているというか並列されているというか、安心・安全・幸福の実現と自由・自律の尊重というものが対置されていてしかも安心・安全・幸福の実現がまた並んでいるという、この並び自体が果たしてこういう形でいいのかという問題ですね。先ほどの大屋先生の流れでいくと実はこの安心・安全・幸福の実現という話は、ちょっと出てこない面があるのですけれど。まずは、合理的な主体を想定しつつというかそもそも小塚先生のおっしゃった自由・自律の尊重、あるいはそれ自体の価値というのがあってそれは合理的な人であればできるはずというのがあり、しかしそれはそうじやないですねというのが、消費者契約法の最初のところだった。だけどそこは対等性を保護するような、あるいは補うようなものがあれば元に戻れるはずだということであったけれども、必ずしもそうではないということがあって、という中で、しかし安心・安全・幸福の実現の話が出てくるわけですよね。つまり、自由・自律の尊重に対してそうではない1つの客観的にもう少し決まってくるものがあるんじやないかという中で出てくるということでそこが安心・安全・幸福の実現となっていていいのかと、それから安心・安全の意味も確かにわからないところがあって、先ほど、プライバシーの問題を一つ挙げていただきましたけれども、他方で、安全などというと、この製品の安全性だと、安心して取引できる社会とか、そういうことだと、その自律を少し後退させてもしそれがやや制約されていたとしても騙されることは少ないとか損害は出にくいとか、そちらの方がいいんじゃないかというそちらにもかかる面があり、安心・安全ということの意味も多義的には思いました。室岡先生お願ひします。

## ○室岡健志構成員

経済学者の感覚からしても、やはり安心・安全と幸福が並列で並んでいるのはちょっと変えた方がいいのかなと思います。具体的には、対比するのであれば安心・安全と自由・自律性であって、幸福については定義を広くとってしまえば、広く定義を取った幸福の実現をするために、どう安心・安全と自由・自律性をバランスするって言った方が、少なくとも私の分野からしたらわかりやすいまとめになるのかなと思いました。必ずしもこれでなく、他のまとめ方もいろいろあるかと思いますが、少なくとも安心・安全と幸福を同列に並べてそれと自由・自律性を対比させるよりは別の書き方をした方がいいかなと思いました。以上です。

## ○沖野眞己構成員

ありがとうございます。よろしいでしょうか。今のお話だと、対立するとすると、

安心・安全と自由・自律の尊重が対立するのですかね、幸福の実現というのがまずあって、でもそれ自体が議論があるでしょうね。

### ○室岡健志構成員

幸福の定義をすごい広くとる、例えば自律性を幸福の中に組み込んでしまい、自律していること自体の幸福みたいなことを考えてしまうと、幸福を上位概念に持ってくるっていうのは、定義次第ではあり得るかなと思います。もちろん、その定義に限らないとも思います。

### ○沖野眞巳構成員

大屋先生、お願いします。

### ○大屋雄裕構成員

今室岡先生がおっしゃった話で、結局幸福の中身が何なのかっていうことで、欲求充足だから自律の方でいく、自由・自律でいくのか、快樂っていうのは逆に言うと苦痛の減少ですから。苦痛がないことって安全ですよね。だからそういう意味で言うと客観的価値として考えるのかっていう対立があると。だから幸福もそういう上位概念として使うのだということが明確になっていれば、典型的には快樂って言葉を使っていいのかどうかわかんないけど、価値実現に安全と、自由・自律のバランスということになろうとは思います。安心は別の意味からも混ぜない方がよくて、というのは普通、安全はセーフティで安心はセキュリティなんですよね。安心ってそういうふうに言うと主観的価値なので、客観的な価値としての安全と位相がずれているんです。だからこそどっちの話なのかわからなくなるためによく安心・安全と一緒に使うわけですけれども、ここではもうちょっとシビアに切り分けた方がいいだろうという気がいたします。

### ○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。小塚先生お願いします。

### ○小塚莊一郎構成員

こここのまとめ方ですけれども、そうすると両先生のご意見を踏まえてですが、まず上位階層としての②は、消費者法が実現すべき消費者の幸福みたいなこと。幸福にカギ括弧がついてもいいですけれども、そういうことを言ってその中のポツとして1つは消費者の自由・自律性の位置づけということがまずあって、2番目に消費者の自由・自律性と客観的な安全のバランスというのがあって、3番目にここに今書いてあるインクルーシブな社会の実現と。これらを含めて、広く上位概念として定義された消費者の幸福とは何か、消費者法は結局何を目指すのかということをここで議論している、そんな位置づけにすると、先ほどの上位階層が膨らんでしまうという問題を解決できるかなと思いました。

### ○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。今おそらくイメージとして、本文自体の話とそれから目次的なインデックスがついた上で短冊整理があるというそういうイメージで今、語っているかと思いますけれども、そうしたときに全体自体が消費者法が実現すべき

消費者の幸福、ウェルビーイングということでおろしいですかね。というのが②になつて、その中に自由や自律の価値とか位置づけというのがあり、2つ目として客観的な価値とのバランス、その中の客観的な価値の1つ、あるいは一番代表的な例が安全ということになるでしょうか。安全等の客観的価値、あるいは客観的安全となるでしょうか。

### ○小塚莊一郎構成員

客観的安全だと若干違いますね。

### ○沖野眞巳構成員

客観的な価値とのバランスでもいいのかもしれませんけれども、ただ安全というのを少し出したい気もしますね。客観的な価値（安全）とかでしょうか。

### ○小塚莊一郎構成員

そうですね。それに対して、主観的な価値（自由な選択）とかですね。

### ○沖野眞巳構成員

表現は最後にまた詰めていただくとして、最後はインクルーシブの話が3つ目のポツとしてくるというようなことで、そうすると今やや肥大化している②の下のものをもう少し整理できるだらうということですね。それが山本先生からご指摘いただいた1つ目の点でもう1つご指摘いただいたことがあったと思います。共同体の話ですね。すいません山本先生、もう1点のご指摘をもう一度言っていただいていいでしょうか。

### ○山本龍彦構成員

中間に、認知症の方とか、家族と繋いでいって、何か合理的な判断を導くみたいなそのような議論があったかと思うので、客観的にウェルビーイングを決めるようなり方と、個人が選好してそれを充足するみたいななり方。その中間ぐらいに、繰り返しになりますけども、家族や共同体などと話し合いながら決めていくみたいななり方があるのかなと。そうすると、結局、大きく3つぐらいの対立軸が実はあったような気もしたので、発言させていただいたということです。ただ後々多分そういうところも出てくるので、ここであえて3つを挙げるのは、逆に混乱を招くかもしれないなと思いましたので、この辺りはもう先生方の考えに委ねたいと思います。

### ○沖野眞巳構成員

3つ目の共同体や、そうですね、それは家族の話にもなりますか。

### ○山本龍彦構成員

そうですね。家族の話はどこかで出てきたような気がしました。ただそれをさらに超えて例えば地域コミュニティで何とかするみたいな話はあんまり出てこなかつたとは思います。何かパトナリリストイックに介入していくことのもう1つ手前に、その個人の人となり、あるいは個人のプリファレンスをよく知っている家族がそこに寄り添っていくみたいな、そういう考え方も何か出てきたような気が

いたします。それはもちろんメリット、デメリットがある話だと思いますけれども、ちょっとそこがうまく汲み取れるかどうかっていうところですね。さっきのベンサムの話とミルの話の間に、何かもう少し違う価値というのが出てくるような気もしましたということです。

大屋先生がど真ん中の話なのでお考えを伺ってとは思います。

### ○沖野眞巳構成員

ありがとうございました。まさにここに位置づける話のようにも思っているのですけれど、大屋先生、いかがですか。

### ○大屋雄裕構成員

選択の効果が個人に閉じずに家族に波及するっていう話は出ているんですよね。特に宗教団体の寄付の話とか、認知症の患者の場合の話で出ていると思います。他方でコミュニケーション的なっていうか、中間団体的なものによって価値観に基づく統制を加えましょうみたいな話はヒアリング等では出てなかった。あんまり議論した記憶はないなというところはあります。でも入れておいてもいいのかなとは思うけど、ちょっと書きぶりはだから抜粋でいけないような気がするので。考えなきやいけないところにはなってくると思いますね。

### ○沖野眞巳構成員

そうですね。

### ○山本龍彦構成員

山本です。私の記憶だと、認知症の方に関わっていろいろと検討されている方へのヒアリングの中でちらっと出てきたような記憶があるんですよね。うろ覚えなので定かじゃないんですけど。議事録もう1回確認するとそういう話があったようなことは確認できるかもしれません。

### ○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。議事録の方であまり正面から扱われていないにしても、追記の形でやはり指摘した方がいいことではないかと思うのですが、これをどう位置づけるかというところが、さっき大屋先生が区別してくださったように、家族の方に影響が出てくる未成年の話とか、室岡先生が以前から御指摘くださったところで、今回の中にもいくつか入っていると思います。その家族にとってどうかという問題のときにその効果面の話があり、だからこそまたやはり介入の契機として、本人以外の共同体のメンバーという話が出てくるということがあったと思いますが、他方で本人の意思決定の不十分さを支えていくとか、本人の意向がどうであるのかというその判断を、家族なり身近な者が支えていくという話はあって、意向確認のために家族の同席を求めるとか非常に具体的な話になってきますけれども、それから本人の見守りのために家族活用するというかですね、そういうような話もあったかと思います。それから、よりその家族自体の決定ということについては必ずしも出てきていないし、そこは賛否がかなりあることかと思うのですけれども、山本先生がご指摘になった点というのは具体的には今のようなところだと考えていいんでしようか。もう少し違う側面になりますでしょうか。

## ○山本龍彦構成員

今の議論の問題意識と同じです。

## ○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。そうするとまさに途中でもプロセスということもおっしゃったと思うんですけれども、何か共同体の価値をどう実現していくかだとかそれを何というか、まず司法だとか国家とかが客観的にというのではなく、また共同体がというよりも、本人の自律の支え、あるいはそれを補うものとしての共同体をとらえると、それが家族共同体であったり、市民の見守りだったりに発展しそうですね。それは確かにそういう話はあったように思いますが、ここにやはり追記ですかね。

## ○小塚莊一郎構成員

そこは短冊を追記するわけではなくてむしろ本文に書いてしまってもいいのではないかでしょうか。つまり客観的に完全に介入して消費者に対してこれがあなたの利益だというのと、もう本人の選択だからという、それを選択させることが価値なのだという二項対立的に見える中で、本人の意思決定をサポートしていくという解決方法がありうるかもしれませんと。サポートする、有力な媒体として家族とか、より広いコミュニティ的なものも検討に値するのではないか、みたいにですね。構成員としてそういうふうに考えましたと書いてはいかがでしょうか。

## ○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。趣旨としてはそういうことであれば本文に書くのですが、しかしヒアリングの中でそういう話がなかったかというと、ちょっと確認してその部分があれば入れてきた方がいいんじゃないかなと思いますし、入れるとすると、自由・自律の位置づけのところかもしれませんね、それを回復するためのまさにプロセスとおっしゃった中で自由・自律を回復するというのは専門家をつけるというのもあるわけなので、それだけではない、もう少し共同体に着目した補完のあり方があるということで、そこにさしあたり位置づける、さしあたりというのも違う場所がいいかもしないんですけども、今はそこに位置付けることに一旦させていただければと思います。それでは、③の健全な取引の担保・促進というところですけれども、これについてご意見をいただくことにしたいと思います。場所は8ページの37行目からになります。

## ○小塚莊一郎構成員

ここで言われているのは、健全な取引の担保・促進という文字だけを見ると、何か健全な取引を促進することが消費者法の目的だと言っているように見えるのですが、それは当たり前ではないかとかいろいろな反応がありそうなのですが、取り出されている抜き書きを見るとそういう話とちょっと違っていて、我々が目指す消費者法というのは実は健全な取引を志向する事業者にとってもメリットがあるのでないかという話ですよね。それはそれで消費者法の目的というところのど真ん中ではないかもしれませんが、少なくとも補足的には重要な指摘ではないかと思います。つまり消費者対事業者という対立構造みたいな、20世紀的には何かそういう感覚が

なかつたわけではないと思いますけども、もう捉えない方が良いのではないか、そういうことをちょっと本文として書いていただければ、ここはこのままでいいのではないかと思います。唯一私が気になったのは、冒頭の短冊ですね。企業の中には、必ずしも健全な取引を志向していないところもあって、それに対して政府として何をアウトにするかという話は、ご発言としてあったかもしれませんけれども、それがここでいいかなと、特に今申し上げた趣旨と合致しているかなというのちよつと疑問に感じたところです。

### ○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。この項目1の(1)の③についてさらにご意見があればお願ひします。大屋先生お願ひします。

### ○大屋雄裕構成員

はい。この丸の趣旨としては9ページの22行目からですかね、だからデジタルエコノミーにおいて消費者が責任ある参加と選択を通じて健全なエコシステムが形成されるということを目指そっていう話ですね。この趣旨を前の方にぽかんと出して、なぜかというと駄目な事業者もいるからみたいに繋げていくといいのかな。なんか短冊がいきなりその話から始まるのは目立たないで済むかなという感じには思います。はい。

### ○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。その他はいかがでしょうか。よろしいですか。短冊の並べ方については、今、これについてどうかという点がありましたけれども、関連するものではあるでしょうね、この1つ目は。およそここに置くのは適切ではないということになりますか。

### ○小塚莊一郎構成員

無理くりここに置かなくてもいいかなと私は思ったのですけれどもね。

### ○大屋雄裕構成員

先ほど短冊の中身みたいなものを本文に格上げして、それが言いたいことなんだっていうのをまず明確にしましようと。その上であれば1枚目の短冊でできている話もそれはあるので、出てきてもいいかなという感じで、もうちょっと目立たない形にした方がいいですよねという趣旨で申し上げました。

### ○沖野眞巳構成員

いずれにせよ共通はしているわけですね、これが最初に出てきて目立つというのはそもそもどうかということがあり、そもそもここなのかという両方からですが、ここに置いていいかもしれないけれど、これが中心ではもちろんないですよねという感覚は共有していると思いました。ですので、あるいはこれを別のところに移すのか、それとも先ほどの第何回方式で、たまたま初回にこういうことが言われたとかそういう話をしてしまって、本文にしっかり書いてあればそう誤解を招くことはなかろうということだとは思います。それで本文に何を書くかなんですけれども、健全な取引の担保・促進として、ご指摘いただいた点は、1つはこの消費者法がし

ばしば規制としての手足を縛るものとして捉えられがちであるけれども、それはまさに適正な、誠実なというか普通のというか、きちんとビジネスをやっているビジネスにとってはむしろ悪質なものを排除する方がより取引の促進になっていくでしょうという Win-Win の関係という話と、それから大屋先生がご指摘くださったところは、デジタルエコノミーにおいて、消費者が参加と選択を通じて健全なエコシステムが形成されるというこの部分は、今の事業者としても本当にきちんとした事業者が展開していくということは事業者にとってもいい話のはずだっていう、それとの関係はどういうふうに考えたらいいでしょうか。

### ○大屋雄裕構成員

健全なエコシステムっていう言葉を使っているのが象徴的だと思っていて、健全であるということはやっぱ詐欺的な業者がはびこるっていう状態ではないわけですよね。ちょっと古いことを言うと三方良しみたいな消費者にとっても良好なビジネスを提供できる事業者がきちんと栄えるっていうのが健全なエコシステムだと。プレデターがはびこったりしないっていうのをそこに読み込むべきだというふうに思っています。

### ○沖野眞巳構成員

わかりました。ありがとうございます。そうするとまさにこの 9 ページの 24 行目。これこそが理想であったという話になるということでよろしいですか。

### ○小塙莊一郎構成員

これは元々、現在の消費者契約法の考えた情報の格差みたいな考え方をとっても、これ室岡先生に解説していただいた方がいいのですけども、そもそも情報の格差を放置しておくと情報劣位の当事者つまり消費者は取引をしなくなる。したがって実は相手方にとっても経済全体にとってもマイナスの効果で、いい効果はないということだと思うのですが、それに対してさっきからの脆弱性みたいな話で、いやいや消費者はそこまできちんと対応できないので、実は情報劣位にあってそれに飛びついてしまうと。従って大屋先生の言葉で言うとプレデターが出てきてしまう、得してしまう世界なのだという、これが 20 世紀終わりに作った消費者契約法の世界だと思うんですね。それに対して、ここでデジタルエコノミーが出てきているところが私はポイントだと思っていて、デジタルエコノミーは本当に今立ち上がっているものなので、これは何か怖いところだよと思うと消費者がデジタルエコノミーの方に来てくれない。そうするとせっかくデジタルエコノミーをこれから伸ばしていくこうというときに、その足かせになってしまします。だからデジタルエコノミーという今までに入口に立っているこの世界を前提にすると、健全な取引を作るということの重要性が非常にクローズアップされると、そういうことではないか。したがって、これから消費者法のあり方については、この点が消費者法の目的の 1 つとして特に考慮されるべきではないかということはあっていいのではないかと思います。

### ○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。非常に私はよくわかり、それが大屋先生のご発言の内容だったということもよくわかりました。まさに 9 ページのおっしゃった 22 行目から 24 行目になるということですね。それを少しひ分節化すると事業者にとってもという

話にもなってくるし、消費者にとってもということだと思いました。

### ○小塚莊一郎構成員

それからさっきから問題になっているこの1番目の短冊ですけれども、元の議事録に戻るとですね、どうも終わりの方の「どういうシチュエーションを人為的に作っているのか」というここがポイントのご発言なのですね。要するにペットショップでベッドを抱かせてしまってそれでもう決めさせてしまうとかですね、そういうことがとりわけ問題だというご発言のようなので、少し言葉を補っていただいて、そうすると何が健全で何が健全でないかということの意味がわかりますけれども、これだけを見るとむしろ政府が入ってって何がアウトだと言うことが大事だという発言のように見えるので、それだとここに当たるかなと私は思ったのですが、むしろここでいう健全な取引、あるいはさっきのプレデター的な取引とは何なのかということの発言だということが少しあかるように補っていただくといいかなという。それであればここにあってもいいかなという気がします。

### ○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。この実現のためにどういうことをやっていくかということだとするとより具体化した2以下の話だということで、ここでは必ずしもないだろうと。ただ健全な取引と言ったときに健全さとしてどこに着目するか、あるいは非健全さとしてどこに着目するかというときには1つの行為よりもシチュエーションの作出だとかそういうことを考えていくべきだということならば関連するかもしれないということですかね。ただ言われてみればこれはどう実現していくかのもう少し具体的な方策の方かもしれないという感じはしますけれども。

### ○小塚莊一郎構成員

そうなのですよ、本当はね。

### ○沖野眞巳構成員

そっちかもしれません。すいません、ここは保留にさせていただいて、いずれにせよそのあとの方、9ページの2行目以下の方により力点のある話ではないかと思います。そうすると健全さをどのように捉えていくかという1つの視点としてここに置いてもいいように思われるけれども、より具体的にそれをやっていくために消費者法のあり方や方策としてどうかということの方に力点を置くものかもしれないですねというので、もう動かした方がいいかもしないと。そこを保留とさせていただければというふうに思います。それでは時間もずいぶんと経過をしたところですけれども、まだ1も終わっていないというところです。

(2)の消費者法の役割というところに行きたいと思います。(2)は9ページの34行目からですが、これも①②③に必ずしも入れられないものを頭出ししてあるというところではあります。消費者法の役割の中に3つが書かれて、これらはやはり少し違ってきますので、では(2)の①についてお願ひしたいと思います。ただその前に(2)全体に付いているという部分がありますので、9ページの34行目から、①は13ページの31行目までが対象ということになります。本文に入れるべきものとそれからいわゆる短冊についてそれぞれご意見があればいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。小塚先生、お願ひします。

## ○小塚莊一郎構成員

はい、まず本文ですが、ここは非常に議論をしたところだと思っています。特に私自身がこだわったところでもあるのですけれども、脆弱性というものがあれば何か法的な対応が必要だというふうに考えるのかという問題だったと思います。それに対して一応この見出しあり脆弱性の利用に対する規制という方向感を出していて、拾っていただいている短冊を見ても、例えば事業目的がある当事者とそうでない当事者の関係の問題であるとかですね、それは 13 ページの 15 行目ですけれども、それから 13 ページの 24 行目あたりからその議論が、これは私の発言も入っているようですが、そのようなところで拾っていただいている。これはやはり結構大事なポイントでしっかり書いた方がいいと思います。つまり脆弱性がある、それはわかった。これは現代の消費者取引法の大きな問題である。それに対してどういう場合に介入すべきかというときに、それを意図的に利用するような場合には介入をしなければいけないだらうというふうに言える。それ以外の場合に一切介入していけないかというのはそこまで議論していないかもしれませんけれども、少なくとも意図的に利用するときには介入すべきである、ということはぜひ本文に書いていただきたい。私がちょっとわからないというか改めてこう書いていただきて悩んだのは、資料 2 の 11 ページの真ん中へんに、EU でいう軽信性ここで軽信性という今まで議論していない、短冊としては実は出てきているのですが、議論していない概念が出てきて、軽信性の中身が結構いろいろありますねという話がここに出てきているのですね。EU は EU でそういう概念を持っていた方が便利だと思っているのかもしれませんのが、我々がこれにどう対処したらいいのかということをあまり真面目に議論しなかったような気もしますし、報告書としてどういうスタンスを取るべきかなというのは、ちょっとこの短冊がやや長いこともあるって私が今決めかねているところです。

## ○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。改めて考えて、そうですね、①②③の順でいいのかというのが一瞬気になりました。格差から行くとエンパワーメントかもしれない、その上で脆弱性に対してという、①②逆かもしれないということがちょっと今気になりますて、それをまとめる最初の本文というのがたぶん（2）の頭に来るんだと思うんですけども。消費者法の役割として古典的なものもあるかもしれない。今回特にこの 3 点が注目されたということですかね。

## ○小塚莊一郎構成員

沖野先生が言われたことはすごくよくわかります。たぶん柱書き的なところで反映させた方がいいと思います。ただ、この②で拾っていただいているのは法制度ではなくて技術等でカバーするという話なので、それはやはり次の話なのだと思うのですね。

## ○沖野眞巳構成員

そうですね。わかりました。ありがとうございます。だからより代表的なというか特に注目すべきものがここに挙がっているということですよね、①②③と現代の課題として。もちろん他にも以前からのやり方だとかそういうことはあるという中

で、①としてはちょうど言っていた 13 ページの 24 行目からのここがまさに本文になるようなイメージですね。脆弱性に対する着目というのが 1 の (1) の中で非常に指摘されたところだけでも消費者法がそれにどう対処すべきかといえば、脆弱性そのものは全ての人に対して特に状況とともに含めて言うならばあるわけで、そのうちのどれに対応するかということについてはその不当な利用ですかね、それに対する規制なり対応が必要であると。しかしそれを具体的にどうするのかは難しいということを、ちょっと最後は言い過ぎましたが、その点からの役割が非常に重要になってくるということかと思います。ただ、意図的に操作して誘導するというのが一番問題であって、deceive という話も以前にも出されたこと也有ったかと思います。他方で AI を使ったときに一定の目標を設定すると、どんどんどんどん何というか阿漕な方法になっていくというかですね、それが合理的だということにもなりかねなくて、あれは意図しているのかというと、必ずしも意図していないんだけども、実はそちらの方が効率的だったりするのでそちらに行ってしまうという問題もあって、そうなると体制整備などそちらでやらざるを得ない。それも消費者法のアドレスすべきものだとすると意図的な操作だけではないのかもしれないという気がしますので、少なくともというか特にというか、とりあえず脆弱性であれば全て対応するというのでは、およそ人はということになるかも知れないで、そうではないということを強調するということですね。この①のところはよろしいでしょうか。現在 (2) の表題のもとに①②③には入れていないものがありますが、これは正当化の根拠などの話なので位置としてはここなんですかね。介入の根拠に関わるような話かもしれないですね。

### ○小塙莊一郎構成員

これは (1) にあってもいいような。

### ○沖野眞巳構成員

私も今、改めて読み直していて、むしろ先ほどの (1) の②ですかね、消費者法のメルクマールがあつて、先ほどの幸福の実現、ウェルビーイングという話があり、その中の客観的な価値と自律・自立というような話の中に、最初のところで自律の尊重の意味とか、それは消費者法がどうするかという話がもちろん一番根底にあるので、そちらにほぼ持つていける、あるいはそちらの方がよろしいのかなと思いました。最後の 10 ページの 23、24 行目の消費者法が巨大企業に対抗できる経済圏を戦略的に形成する意味で重要であるというのは、これもより政策的な、これは企業にとっても意味があるということですよね。違いますでしょうか、10 ページの 23 から 24 行目です。

### ○大屋雄裕構成員

すいません。その意味もあると思いますし、ちょっとうしろにあったと思いますけど、要するにやっぱりグローバルな問題について、しかし日本のその消費者が関わっている場合には消費者法を直接適用にした方がいいんじゃないかっていう議論があったと思うんですよ。その辺りに混ぜちゃってもいいのかっていう感じがします。

### ○沖野眞巳構成員

一般的なグローバル問題ということで、ではこの短冊自体もある程度重複することも構わないということで位置付けることにしたいと思います。ただこの9ページの35行目から置いていただいているものは確かに消費者法の役割ではあるのですけれども、より調整の話とか介入の根拠とかに近いかと思います。

### ○大屋雄裕構成員

ここもたぶん宍戸さんと私がごちゃごちゃやっているところだと思いますが、要するに合理的個人っていうものが憲法秩序の前提になっているんだけど、とはいえてそれにも限界というのはあるのであって、消費者法がやっぱ介入する余地はあるよねっていうことを確認し合っているぐらいのところだったと思いますから、今の言い方だと安全か自由かですか、その辺りに並べておいていただけたらいいのかなというふうに思います。

### ○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。それでは、これもまた改めて考え直したときに別の位置づけもありうるということであればご指摘をいただきとしまして、現在のところでは9ページの（2）のところに挙げていただいているところは、（1）の②のところに移動させてくるということで、それから最後のグローバル市場の方は重なってもいいのでグローバルな問題のところでも上げておくということでいかがでしょうか。それからグローバルの市場において戦略的に形成する意味でも消費者法が重要なだというのは健全な取引の担保・促進と言われていた方にも関わってくるように思いますので、むしろそちらに上げた方がいいかもしれません。グローバルな方と並んで。それで①は最初に小塚先生が言ってくださったような形の本文にするとして、次に②ですね、エンパワーメントによる格差是正ということで、こちらは13ページの34行目から16ページの7行目までということになります。②については、まさに消費者のエンパワーメントというその格差の方を事業者の方に様々な行為ですか、あるいはその環境の作出などについての配慮ですとかを求めるとともに、消費者の方の立場をもう少し強化すると。そういう中に家族というのも先ほどあつたのかもしれません、とりわけそれ自体は前から言われているところではあるけれども、現在の状況から考えるならば、いろいろあり、その面からも技術の活用ということも非常に有用な方法として今後検討していく必要があるぐらいが抽象的なまとめ方かもしれません。どうでしょうか。②に関しましてよろしいですか。

### ○小塚莊一郎構成員

いや、いいかと言われるとですね。

### ○沖野眞巳構成員

分量もあるし、限定しすぎですかね。

### ○小塚莊一郎構成員

と言いますか、ここでこの報告書としておそらく初めて、いわゆる消費者法ではない形で消費者の幸福を実現していくという話が出てくるのですよね。まずその点は自覚的に本文に書くのだと思うのですね。こういう現代的な状況の中では、現代的な状況の中にもいろいろあるのですけども、現代的な状況の中では法制度で対応

するということだけではなく、様々な形で消費者のエンパワーメントを行う。それによって消費者による自律的な取引を回復するとか、あるいは消費者にとって利益のある状況、さっきの客観的な状況を実現するということも併せて考慮される必要があるということを多分書くのだと思うのです。その中でここには技術の話がわりと書いてあるのですが、団体とかの話は書いてなかつたのでしたか。

### ○沖野眞巳構成員

別のところにいくんですかね。

### ○小塚莊一郎構成員

そうなのです。あと、ここにはなぜか消費者教育とか認知ではなくてメタ認知というような話を、技術の話があつて、技術の話もポツの見出いで書いてあるのはホワイトパターンの話なんですが取り出された短冊を見るとAIエージェントの話がすごく多いのですね。これをどう整理するのかなという感じなんですけれども、1つは確かに消費者に現代的な状況を理解させると。消費者教育なのだと思うのですね、はつきり言ってしまえば。という話は確かに1つあるだろう。それから技術的に消費者の側に対して直接的に働いてエンパワーするAIエージェントと、それから取引環境としてむしろ消費者の判断を支援するようなホワイトパターンというようなものがありうると、そんな整理かなという気がします。そうするとこのポツが特出しされているというのがいるのかなという点もやや疑問になります。最後に政府が公表して褒めるというナッジの話が出てくるのですが、この話をここに入れるかどうかですよね。かなり具体的な話なのですけれどもね。ホワイトパターンを支援・促進するための方法としてというさらに一段踏み込んだ政策論として書かれているというのはわからなくはないのですけれども。以上です。

### ○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。エンパワーメントによる格差是正、あるいは幸福実現なのかもしれないですけれど、格差だけじゃないというところも含めると何でしょうか。格差是正にしても、格差是正ということで、それが消費者自身に働きかけるタイプのものだと、その理解の促進や消費者教育ということになりそうですし、それに対してそれをサポートするような仕組みを形成するということであればとりわけ現在の技術の進展を考えるならばAIエージェントは1つですかね、それが考えられますねということだし、それからもう1つのホワイトパターンもこのエンパワーメントによろしいのでしょうか。エンパワーには限られない感じもしますけれども。確かにそれが非常に重要でそれを促進するようなことを消費者法は担っていくべきだというのはとても重要なのですけれども、エンパワーメントなのでしょうか。

### ○小塚莊一郎構成員

意思決定の支援ではあるのですよね。そう言ってしまえば支援ではあるのですけれども、エンパワーメントと言われると確かに。

### ○沖野眞巳構成員

広い意味ですかね。

## ○大屋雄裕構成員

すいません。ざつと言うとやっぱり消費者教育みたいなものはエンパワーメントを通じた格差是正っていう形でいいと思うんですね。これどっちかという古典的な格差の問題に対応する手段であると。それに対し、技術的手段ってやっぱり脆弱性対策という側面が強い。

AI エージェントの方は脆弱性に陥りがちな人間の決定を技術的手段で支援しようとという話だからエンパワーメントだと言えるし、ここに放り込んでよろしいでしょうと、それに対しホワイトパターンの促進はちょっとエンパワーメントと言われると微妙であって、もちろんディスカレッジしないでエンパワーメントかもしれないんだけど、どちらかというと次の③に放り込んだ方がいいのではないかという気がすると。③の、そうですね、社会におけるガバナンスのコーディネートの中に、その技術的手段だけじゃなくて制度的規制の一種ですよね、ポジティブなファンクションですよね。罰を加えるという方向じゃなくって報償を与えるという形での社会的サンクションに繋げていきましょうって話なので、そちらに移してまとめるといいのかなというふうに思います。

## ○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。特にホワイトパターンとかアーキテクチャーについては山本先生がご指摘くださったと思うんですけども、今のような位置づけでよろしいですか。

## ○山本龍彦構成員

そうですね。やはり難しいなと思っていろいろ考えていましたけれども、確かに今大屋先生がおっしゃるような形が1つありますかなというふうに思いました。

## ○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。ガバナンスの完全なコーディネートなのかというのも悩ましいのですけれども、何と言うか、脆弱性のところをシステムによって補完していくという面もあるので、けれどもエンパワーメントだけではないんだろうとは思います。場合によっては両方に挙げておいて本文ではこういうシステムの設計によるということが1つのあり方だということで③の方に本文としては挙げて②においては短冊は残してもいいかもしれないけれども、位置づけは、エンパワーメントから端的にでてくるものではないというふうには思いましたので、中心的には③の方に位置付けることにしてはどうかと思います。そうしたときに、②については消費者のエンパワーメントによる格差是正・脆弱性対応とかそのくらいでしょうか。そうしまして、下の方は技術の活用というポツは除いてしまって、その中には格差の是正や、あるいは脆弱性の問題への対応については消費者のエンパワーメントによるということ也非常に重要であると、そしていわば古典的には格差是正として、消費者教育やその理解促進というようなことがあり、その点はやはり引き続き重要である。そのくらいでしょうか、ここは。もう一つとしてはより技術を活用した形でAIエージェントの利用や形成というか、そういう点も大いに検討するに値するというくらいでしょうか。それで細かいところは短冊に書かれていると。一部こういうパターンについても言及してもいいのかもしれません。まずは今の形にしまして、そうすると③の社会におけるガバナンスのコーディネートという

話ですが、この部分について再び本文および短冊ですが、資料2ですと、16ページの9行目から、このガバナンスのコーディネートに2つのポツがついているのですが、ここも、この2つのポツの方には完全には位置づけられないようなもののがかなりあるということでここも量の多いものになっています。16ページから20ページの6行目までが該当するということになります。大屋先生お願ひします。

### ○大屋雄裕構成員

はい。ここなんですけど、まず多様なレギュレーションがあるということを並べないといけないと思うのですね。そのレギュレーションの1つとして挙げられるのが、実は下のポツで出ているインセンティブの活用であると。それ以外にも行政機関の間の協働であるとか、競争法との協働であるとか、そういった、あとさっきの技術的手段の活用ですね、こういうものが上がっていると思うので、これらをポツとして出すような形で並べた方が良いと。その上で最後にこれらをうまいことコーディネートしないといけないですよという話になるはずなので、1つ目のポツであった多様なレギュレーションの最適配置っていうのがある種結論として出てくると。それらも含めて消費者法の体系というものを広げていかないといけないですっていう話が本文になるのかなというふうに思いました。以上です。

### ○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。これも今のご発言をそのまま文章化すれば本文ができる感じではありますけれども、消費者法の役割というかその問題への対処の仕方というのは様々な、しかも国家が取り組むやり方としては様々なものがありますという話ですかね。多様なかぎ括弧つきのレギュレーションかもしれませんがありますということで言っていただいたのが、インセンティブの活用と行政機関の協働と競争法との協働それから技術的手段の活用というのがあって、それらの様々な手法がありうるんだということでその間のコーディネートが重要な課題となるので消費者法がそのためにそれぞれのレギュレーションにおいてどのような役割を果たしうるかとともに、最適配置にとって何が望ましいかということもまた消費者法の役割であり、消費者法の捉え方や体系をそのように広げて考える必要があるというのが本文のことですが。小塚先生。

### ○小塚莊一郎構成員

まず大屋先生のご意見ご発言に全く賛成します。その上でなのですが、ここには、事務局のお立場がいろいろ入っているような気がしていて、つまり多様なレギュレーションの最適配置というところにいま書いていただいていることは、これは一応伝統的な消費者法の中の話なのですね。クーリングオフ制度とか、あるいは消費者被害の手口を認知させるとか、それから消費者庁、消費者委員会における制度の調整。それに対してこの上の階層のところに貼り付けてある話というのは、伝統的には消費者法の範囲と言われてこなかった。もっと言えば行政の所管問題が出てくるような話ですよね。なのでそれをどこまで正直に書いてしまうかという問題がちょっとあるような気がします。つまり、理想的に言えば本来、いろいろなレギュレーションのやり方があってそれを最適配置すると、例えば消費者法あるいは消費者庁の役割が小さくなってしまったり逆に大きくなってしまったりしても構わないと思うのですけれども、現実論としてそれができるかといういろいろなことをやはり考え

なければいけなくなりますよね。そういうことをどこまで正面から書くのかなということは少し気になりました。まして、短冊の中にサーキュラーエコノミーという話が出てきていて、EUは確かにそういうことに着目しているしそれから消費者の主観的なある種の快楽なのですかね、快楽ではないな主観的なのだから主観的な何だろう、満足なのかな。そういうことに満足を見出す消費者がいるということも事実だと思うのですけれども、これを消費者法の中にどう取り入れるかというすごく難しい問題がここで突きつけられているということでもあるような気がします。ということで言いますと今ポツがあるところ、つまり様々な消費者利益確保の手法と、それから逆にインセンティブを与えるという形での消費者利益の増進ということを先に書いて、これらを適切にコーディネートするということが今後必要になってくる、それは消費者庁さらには消費者委員会の重要な任務であるというふうに書いて、さらに言えばその話を広げて、伝統的には消費者法の守備範囲と考えられていなかつた部分との協働、さらに言うと、伝統的に認知もされていなかつたサーキュラーエコノミーのようなことにおける消費者利益も今後は消費者政策の中で議論をしていく必要があると。こういうことになるのかなと、そういう意味で言うと今あるポツの下に少しポツを増やしていく形になるのかなという気がしました。

### ○沖野眞巳構成員

先ほど大屋先生が言ってくださったもので、ポツを入れるとすると、インセンティブの活用、あるいは活用による消費者利益の増進があり、行政機関の協働、それから他分野というか競争法との協働、それから技術的手段の活用というのが3つ入ってそのコーディネートですね。多様なレギュレーションの最適配置ということが、コーディネートされたその話が入るということですが、今小塙先生が言ってくださったのは、新たに立つんじゃないかという行政機関との協働とか競争法との協働、技術的手段の活用というのは、むしろあとになる。あるいはコーディネートの中にさらにそういった点が出てくるということでしょうか。

### ○小塙莊一郎構成員

理論的には完全に大屋先生が正しくてコーディネートの中に入っているのですが、そこは若干大人の事情もあるので、ポツの3つ目とポツの4つ目ぐらいを書いていって、上2つのポツぐらいで要するに消費者庁として責任を持てる範囲でコーディネートという話を出しておいて、その応用編として3つ目のポツ4つ目のポツを書いてもいいかなということで。

### ○沖野眞巳構成員

本文としてまずということとそれからポツの立て方ですね。

### ○小塙莊一郎構成員

本文としてもそうだし、ポツの立て方としてもそうです。

### ○沖野眞巳構成員

それと他の行政機関とか他分野における競争法とかということですかね。技術や手段の活用というのは従来、それほど言われてなかつたかもしれないけれども。多様なレギュレーションというのはまずありますねということと、そういう中でイン

センティブの活用が1つあって、それから技術的な手段の活用も考えられますねというのがあり、コーディネートが問題があると。そういう中ではしかし他の行政機関との間での話だとか競争法の話だとか、あるいはサーキュラーエコノミーなど具体的に出していただいたそういった問題についても、消費者法の課題として取り組んでいく必要がある、そういう形でまとめるのが現実的かと思います。中身として盛り込むものに変わりはないんですけどもスタンス的な軽重ですかね、というのはこういう形で書くことも考えられます。組み替えだとか本文の力点の置き方を少し変えることになるかと思います。これもちょっと保留にさせていただいて、全てを変えてからこういうかたちにするのか現在の立ち位置からして、比較的消費者法として取り組みは難しいかもしれませんけど、取り組むことはそうですよねということだけれども、他省庁にも関わったり、それこそコーディネートが必要になりそうなものは少しそれを区分けして書くかどうかということですね。それから短冊についてはいざれにしろポツが増えますのでそこで少し整理し直す必要があるということはご指摘いただいたと思います。それではですね、これでようやく1が終わった段階です。これは、大元からしてどうするかという問題があり、これまでのご検討で実作がわかってきた感じなんですが、2以下について、2を全部やりきれる感じはちょっとしないですね。2は結構項目が多いですね。3も結構あります。最後の4で場合によっては4をもう少し膨らましてここにいろいろなものをまとめとして盛り込んでくるというやり方があることは予想していたんですけども。正直なところ今日1回では到底終わらないことはもはや自明になってきました。それでせめて2の（1）ぐらいまでいくかどうかあたりですね。事務局の予定としてはいかがですか。

## ○事務局

日程調整をさせていただいて。

## ○沖野眞巳構成員

その方がいいようです。今日のやり方である程度こういう形で進めていくという感覚が共有されたと思いますのでこれを応用して2以下に取り組むということにさせていただければと思います。それから、もし本文だけでも今回の指摘を受けてこんなイメージになるということをお示しできれば非常に良いと思いますが、時間的なこともあると思います。それでは、非常に不手際で大変申し訳ないんですけども今回は1までをご検討いただいたということにしまして、2以下についてはこれは別途話す機会をいただいた方がいいと思います。この後はメールでというのでは、なかなか到底難しいと思いますので、もう一度やはり対面、オンラインも含めて会を持っていただいて、2以下のところの検討の会をお持ちいただきたいと思います。本当に先生方、お忙しい中恐縮ですが、そのようにお願いできればと思います。それでは今日のところはここまでとしまして、事務局から今後について、さらにあるいは補足なども含めて、あるいはこれまでのところで、それでは困るとかですねそういうのがありましたらご指摘をいただきたいと思います。そういうことを含めて丸投げで事務局にということでお願いします。

## ○事務局

ありがとうございます。こちらの資料の作り方が先生方を悩ませてしまいまして

大変申し訳ございません。改めてというか引き続きご議論をしていただく日程を別途4月以降に入るかもしれませんけれども調整をさせていただければというふうに思っております。それとできましたら特に短冊で出している中で、抜いている中で比較的このまとめ方よりもうちよつとこういうふうにまとめた方が、発言の意図に合っていたんじゃないかなみたいなこととか、あるいはこの場所は明らかに違うのでこっちに移した方がいいんじゃないかなとかいうことを、ご議論の場にかけるまでもなくここは修正すべしというようなことについてはできましたらメールなどでもご教示いただきましたら対応していきたいというふうに思っております。

### ○沖野眞巳構成員

ありがとうございます。それでは、代表例としては先ほど室岡先生からここはもう少しあわかりやすく書けるはずだというご指摘ありましたのでそういう点を個別の短冊について、既にお気づきの点があれば、それはメールなりで事務局の方にお知らせいただきたいということでお願いします。それから次回ですが、もともと30日が日程としてはとられていたようですけれども、10時から12時というものが入っていますが、これはちょっと難しいですか。

### ○事務局

ご相談させていただきたいです。

### ○沖野眞巳構成員

わかりました。これは入らないということで対応していただいてよろしいか、それとも今、暫定で予定はなお入れておいていただいた方がいいでしょうか。30日は無理だということでしょうか。

### ○小塚莊一郎構成員

無理なのですか。今日と同じ資料で2以下を議論することはむしろできるのではないかでしょうか。

### ○沖野眞巳構成員

日程的に何か別の案件があるのでしょうか。

### ○事務局

事務的な契約の関係がありまして。

### ○沖野眞巳構成員

様々な事情があって、新たな資料を用意するからとかそういうことではなくて別の事情から30日の開催は難しいということですので、今日のところは、次回は未定ということで、それから30日はもう不開催ということで決めさせていただいて大丈夫ですか。それも事務局からご連絡いただくことにしましょうか。事務局の方で確認していただいて、現時点での予定はとりあえずは維持してください。キャンセルになる可能性が高いということですが、速やかに先生方のご予定もあるということでご連絡いただければと思います。それでは今日のところはこれで終了とさせていただきます。引き続き、ご検討いただくことになりますけれどもどうかよろしくお願いいたします。

くお願ひいたします。

以上